

第十九回国会 衆議院 農林委員會會議錄第二十九号

昭和二十九年四月九日(金曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君

理事 足立 龍郎君 理事 佐藤洋之助君

理事 網島 正興君 理事 福田 喜東君

理事 吉川 久衛君 理事 芳賀 貢君

理事 川俣 清吾君

秋山 利恭君 遠藤 三郎君

小枝 一雄君 佐藤善一郎君

幸島監太郎君 松岡 俊三君

松山 義雄君 神戶 眞君

松浦周太郎君 井谷 正吉君

井手 以誠君 中澤 茂一君

中村 時雄君 安藤 覺君

河野 一郎君

出席國務大臣

農林大臣 保利 茂君

出席政府委員

農林事務官 (畜産局長) 大坪 藤市君

農林技官(畜産局競馬部長) 柴田 榮君

委員外の出席者

林野庁長官 井上 綱雄君

農林技官(畜産局競馬部長) 周東 英雄君

参考人(社団法人日本山林会会長) 三浦伊八郎君

参考人(社団法人日本山林会会長) 松野勝太郎君

参考人(静岡県森林組合連合会会長) 島田 錦藏君

参考人(東京大学教授) 山本 平保君

参考人(全国森林組合連合会常務理事) 岩波 理平君

専門員 岩波 理平君

専門員 岩波 理平君

専門員 岩波 理平君

専門員 岩波 理平君

専門員 岩波 理平君

専門員 岩波 理平君

専門員 岩波 理平君

専門員 岩波 理平君

専門員 岩波 理平君

専門員 岩波 理平君

四月九日

委員安藤覺君辭任につき、その補欠として山村新治郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

保安林整備臨時措置法案(内閣提出第一〇号)

日本中央競馬会法案(内閣提出第一二六号)

○井出委員長 これより會議を開きます。

日本中央競馬会法案を議題としたし、審査を進めます。前会に引続き質疑を許します。寺島隆太郎君。

○寺島委員 私が伺いたい点は、先般本委員会に提案せられております法律の第一条の目的に關連する事項につきまして、出席政府委員の御檢討を相煩わすよう本委員会を通じてお願いをいたしておつたのであります。それをしぼりまして、政府委員から同三点お答えを願いたいと思ふのであります。

法第二条に關連して伺いたいのであります。聞くところによりますと、これは前会安藤委員その他から御質問があつたのであります。現在横濱競馬場は米軍に接収中であり、開催の見込みがないという御返事でございまして、この真相についてごく簡単に承りたいと思ふのであります。

○大坪政府委員 横濱競馬場の問題につきましてはお尋ねの通りであります。

て、現在も米軍に接収中であるのであります。私も伺いたしましては、たびたび米軍に交渉いたしておりますが、早く解除してもらいたいということを折衝いたしております。現在、現在までのところまだ接収を解除せられておりません。なお聞くところによりますと、当分の間解除の見込みがないということでありまして、その点は私はまだ遺憾に存じている次第であります。

○寺島委員 そういたしますと、本法の第一条に關連いたすのであります。が、新団体は勢い開催不可能の競馬場も政府出資の形において引継ぐということになつておるのであります。また競馬法の第二条の規定ではそのままで適當ではない、こういうことがまた必然考えられるのでございまして、これに対する改正の御意思がございまして、もしやうかどうか、あるいは、適當な方法といたしまして、横濱競馬場が開催せられるまで付近の競馬場、たとえば川崎競馬場等で暫定的に競馬を開催するといふような考えがございまして、どういふか、安藤委員のこの前の御質疑の点にもかんがみまして、また簡単に御尋ねして、御研究を煩わしたいと思つた点についての結論を得たいと思ふのであります。

○大坪政府委員 お尋ねの通り現在法第二条によりまして十二の競馬場を國で開催するといふことになつております。が、そのうち三箇所だけは國で國營競馬をやることにつきまして中止中であ

るのであります。新潟とそれから宮崎の方は県に貸付中でありまして、根岸につきましては、ただいま申し上げました通り米軍に接収中でありまして、現在開催不可能の状態であるのであります。それに關連いたしまして、横濱の付近にありまして川崎競馬場で横濱の競馬として開催すればどうかといふようなお話であります。それにつきましては、横濱の競馬といたしましては、できるだけ根岸の競馬をすみやかに開催できまして、私も伺いたしましては、今後努力を続けるつもりであります。従いまして、ただいまお話しした通り、法律の第二条を改正するといふことは現在のところ考えておりません。しかしながら、根岸の競馬場が再開に至りますまでの便宜的な措置といたしまして、根岸競馬場のかわりに川崎でやつたらどうかといふような第二点の質問につきましては、競馬法の第二条の規定がきわめて抽象的に規定してありますので、第二条を横濱地方におきます競馬場、つまり横濱競馬場を根岸の競馬場といふことと關連いたしまして、横濱地方におきます競馬場と、広く解釈いたしまして、根岸の競馬場と、一時根岸の競馬場として開催されまして、川崎で開催せざるということは、必ずしも法律の解釈上は不可能ではな

いと存するのであります。この点につきましては、新しく発足いたします中央競馬会の意向、あるいは地元各方面の大体の御意向、あるいは競馬関係者の大体の意見が、川崎において一時開催した方がよろしいというふうなところになりまして、政府といたしまして、もそういふような御意見は大いに尊重すべきものである、かように考えるのであります。従いましてその点につきましては、新団体が成立いたしまして、たあかつきにおきまして、各方面の意向を十分慎重に検討いたしまして、御希望に沿うべく努力したい、かように存じておるのであります。しかしながら、もろろ川崎競馬場が國營競馬場としての施設が完成するといふこと、同時に根岸が再開されるまでの暫定的措置であるといふことにつきましては、これは重ねて申し上げる必要もな

いかと存するわけであります。

○寺島委員 前会私が質問をいたしました点につきましては、私の表現方法等について必ずしもおのみ込みがいた

だけなかつたかと思つたのであります。が、緊急の時間を得て明瞭になりましたので、本件に關します第一条に關連する質問はこれで打ち切ります。

○井出委員長 次に中村時雄君より議事進行についての發言を求められております。これを許します。中村君。

○中村(時)委員 まず第一に、競馬法に關しましての問題で、先般来これに對する評価の問題について、私は資料の提供をお願いしておつた。なぜなれば、競馬法の財産を國が競馬会に一応出資をする形になつておつた、その出資に對する評価としての重要性がここにあるわけであります。だからこの評価ができない限りにおいて、競馬法の

案件をここで取上げるということは非常に問題がおもしろくないのじやないか、こういう感じを持つておるわけですか。その意味において、すみやかに委員長からこの評価に対するところの取上げ方を請求していただきたい。なぜならば、資産の評価においてはいろいろの評価の仕方があるわけであり、その基準すらはつきりと打出されていない状態です。そういうような重要な点がここで傍観されておるような状態なものですから、この問題をまず取上げてから私たちはこの法案に入りたい、このように思っているわけです。

○井出委員長 中村君のただいまの御発言は、評価基準に対する資料の御要求と解していいわけですね。当局は今の要請にこたえての資料が出ますかどうか、その点を……。

○大坪政府委員 御承知のように中央競馬会法案によりましては、現在国営競馬特別会計に属しております資産は原則として政府で特に留保するもの以外のものは現物出資をするというところに相なっております。しかもその現物出資いたしました資産の評価につきましては政令をもつて定めるということになつておりますが、この評価につきましては大蔵当局と数次にわたり協議いたしましたして、評価基準は競馬会の成立の日における時価である、しかもその時価は農林大臣が大蔵大臣と協議してきめるのであります。その場合におきましてはいわゆる評価の客観性を確保いたしますために、評価につきまして学識経験のある評価人に委嘱いたします、その意見を十分に参酌いたしまして決定をする、大体こういうふうやつて参りたいと存じております。

○中村(時)委員 この法案の要綱の第三に「現物出資するものとし、その額をもつて」ということが出ておる。またはその現物出資に対してそれを時価評価をして、こういうふうにおつしやつておる。そうすると、当然その問題が中心になつて出資の額というものはきまつて来なければならぬ。そこで話は別になります。一言農林大臣にお尋ねしますけれども、今大蔵大臣と農林大臣の御相談によつて、こういうふうな言つていらつしやるが、そういう御相談をしてこの再評価の問題の考慮をやつていらつしやるのかどうか。

○大坪政府委員 幸い法律が成立いたしましたあかつきにおきましては、ただちにいわゆる学識経験者としての評価員を委嘱いたしまして、それによりまして時価を一応算定していただきまして、その算定に基づきまして大蔵大臣と農林大臣が協議いたしまして、幾らであるかというのを決定いたしまして、日本競馬会成立の場合に何ぼの出資をするかということを決めた。こういうことに相なつております。

○中村(時)委員 それは考え方が反対なんです。少くとも政府が出資するとなれば、幾ら出資するかという限界があると思うのです。何もかも出しておいてそのあとで云々するわけではなく、法案をきめる前にそういう基礎的条件をわれわれが整えて、妥当であるかどうかを検討して行くのが私は正しいのではないか、かように思つておるわけですが、これは別に答弁はいりません。

○井出委員長 川俣清吉君。

○川俣委員 この際質問の前に、一言

大臣に在るの委員会の模様をお伝えし、考慮を促したいと思ひます。

農林委員会が今まで比較的超党派で審議いたして参りましたために、政府の都合または大臣の予算委員会に対する出席等をおもひながらして、できる限り質議の進行をはかるために、えて大臣の出席を求めながらも事情を了として参つたのであります。しかしながら、ほかの委員会と比較いたしますと、農林大臣の出席率が非常に悪いというところで、実はたび／＼問題になつたわけであり、ここに新しく日本中央競馬会法あるいは保安林に関する法律、あるいは酪農振興法等が出て参りましたので、どうしても一応大臣の出席を求めまして審議をして参らなければ議事が進行せぬということが、強く要望せられたのであります。そういう点について、きょうも大臣の出席があるかどうかということと各委員が非常に不安に思つておりましたために、出席率も悪くなつたようになつて参つておりますが、将来努めて出席されるという御意思であると思ひますけれども、この際はつきり御答弁願つておきたいと思ひます。

○保利國務大臣 各種の法案の御審議をお願いいたしておりますにかかりませう、私の出席が非常に少かつたために御審議上の御不便を来してゐるというところであり、まことに申訳ないことだと思つております。事情は十分御了解のこととございまして、申上げませんけれども、法案御審議の上において、私も御趣意に沿ひまして十分努力をするつもりでおりますから、何とぞ御審議をお進めくださるようお願い申し上げる次第であります。

○川俣委員 大臣の答弁を了といたしまして、審議を続行して参りたいと思ひます。

日程に従ひまして、午前中日本中央競馬会法案を審議いたすことになつておりますので、これについて大臣に二、三点お尋ねいたしたいと存じます。

従来、国営競馬についてはいろいろと批判が行われておりますために、政府は新しい構想のもとに日本中央競馬会法を提出せられたようございまして、しかしながらいろいろ批判があつたのを、全部これによつて解決したとは思われないのであります。一番最初に政府が考へておりましたのは、国馬会に譲渡する、または貸し付けるといふような構想であつたのであります。これをとりやめまして、今度は公共企業体ともいふべき形の、いわゆる全額国庫出資という形で中央競馬会が生れるわけであり、ここで考えられますことは、今までのいわゆる国営または民営という形で論ぜられておつたのは、国営という直接国営ではないけれども、間接的な国営というふうに見えるべきものであると思つてあります。国営から民営に移管されたと言われますけれども、これはいかなる意味においても断じて民営ではないと私は思ふのです。それでここで問題になつて参りますものは、中央競馬会に無償譲渡または貸与という形式が採られまして、政府が全額出資をする、いわゆる資本金を擁した営利法人であり、それは私企業でなくて、やはり国家企業である、こういう形をとつて行くわけです。ただいわけゆる国家公務員が

たして参りました事業を、公務員的な色彩を持つた者がやはり経営をする、こういう考え方がどうなるのです。これはやはり一つの行き方であると思ひます。で、問題は、その経営体から来る問題も一つはありますけれども、それよりも一体なぜ競馬を民営に移さなければならぬのか、官営の欠陥がどこにあつたかという、あたかも、国営でやることは畜産奨励になるんだという建前を強く押し出して来た。特に戦時中に、軍馬の必要からいたしまして馬匹の改良、品質の改良という点に重点を置き、いわゆる駿足な馬を多量に増殖して行かなければならないという、戦時中の要請に基いて競馬が一応国営として考へられたことも、当時の状況としては必然であつたやうな思ふのです。ところが今日では、もはや馬の改良増殖その他畜産の振興をはかることが競馬の第一の目的であるといふやうな考え方は、法文の上では出て来ておりますけれども、内容的には出て来ないのです。そうして競馬というやうな一つの競技は、大蔵大臣に言わせますならば、どうもこういう競技のやうなものでてら銭をとるといふやうなことは、国の財政の上からも好ましいことではないから、たとえば競輪の方もあるいはオート・レースも、その財源を地方に委譲するのだ、こういう答弁を他の委員会でおられます。それと同様におそらく、これは一つの競技でありますから、競技として考へられて行くのが当局の考え方のなか、それともあくまでもやはり畜産奨励といふものを目的として競馬をやつて行くのか、その点が局長の答弁では非常にあいまいなんです。ある面か

提出をどういふことでもつて法案を出そうと思うといふことのごあいさつをなさることが、私は民間に対する礼儀だと思ふ。これは私はすでに事務当局

にべんやつて来なさいよと御注意申し上げたのです。政府は都合の悪いときにはさんく民間人を集めてやる。自由党内部では、廣川君と小笠原君の意見が一致しない。それを調整するために民間の委員会をつくる。そこに問題を預けて、そしてだ／＼引延ばしの道具に使つておいて、今度は自分がいよいよ出そうというときには一言のあいさつもなさぬということ。将来のために私はよくないと思う。そういうことがありますと、民間は政府に協力いたしません。今後そういうことがないように御注意願いたいと思ふ。これは特に大臣に苦言を呈しておきます。

それから今の地方競馬の問題については、そういう事情で今回は取上げなかつたというお話でございますが、これはその当時の連記録をお読みになればよくおわかりになる。決して意見が一致しないでも何でもありません。しかもこれは一昨年のことでございますから、一昨年と今年では事情が違ふ。その当時は競馬都市の人々が、まだ戦災復興が完成してないから、もう少し戦災都市の競馬を続けてほしい、こういうような主張だつた。その後もうすでに今年の九月これを施行するとすれば、満二箇年経過してあるわけですから、戦災都市という概念が今日通用いたしません。たとえば東京の例をとりましても、東京の各区が戦災競馬というところで競馬を施行してある。その益金をもつて戦災復興に充ててあるというが、今日全国の農村に比べて、またこれから先の明年の農村に比べて、東京都が依然として戦災復興に名をかつて競馬の益金を道路の改修に充てると

か、学校の施設に充てるとかいうようなことが一体成り立ちますでしょうか。政府自身の予算の面から見ても、全国の老廃校舎の復旧であるとか、危険校舎の改修であるとかいうようなことに、相当の資金を政府は出してあるにもかかわらず、東京都内の校舎の改修に政府は出しません。そういう点からいつても、農村に対するこういう資金を使うというところの方が、私はすでに今日の段階では必要だと思ふ。まして畜産奨励に対しては、国家資金の非常に多額のものを入れて、今年の緊縮予算の中でも畜産の予算だけは減さずにあつて行こうという考えを大臣は持つておられる。その中であつて、今日あるいは昨年の段階においても、

戦災復興に重点を置かなければならぬような社会情勢であるかどうか。地方の畜産を奨励するために地方競馬を活用することの方が重要か、戦災復興のために戦災都市に競馬を開催させることの方が重要であるかというところは、おとしの議論と今年の議論では時代が違ふと思ふ。大臣はおとしの夏の競馬審議会の内容をこの法案の説明の中に取入れてある。そういうことであるから、地方競馬については今回はこれを延ばしたというようないさつは当らないと思ふ。いろいろ質問もあられますが順次伺うことにいたしますから、まずこれを伺つておきたいと思ひます。

○保利国務大臣 法案提出に至る間の競馬審議会との関連における手続上の御注意につきましては、十分承つておきます。

国が競馬を主催するという形よりは、民営に移して、国がその健全な発

展を守つて行くように監督して行くという形の方が望ましい形ではないか。地方競馬につきましては、御所論のようには、もはや今日の段階においては、地方自治体がこれを主催する必要はない時期に来ておるといふ御意見はごもつともであらうと存じます。まず私どもといたしましては、現在の国営競馬の移管をいたしまして、移管いたしましたそのあとの状態、あるいは地方競馬それ自体のあり方につきましては、いま少しく研究をさせていただきたいというところで、今回は地方競馬には全然手をつけないで、中央競馬の処置だけの御審議をお願いするということに一応きめまして、御審議をお願いいたしておるわけでございます。

○河野(一)委員 あなたのお考えはよくわかる。むしろこういう競馬は国が主催すべきものではなく、民間にやらす方がよいというにはまったく同感だ。そういう考えから行けば、県がやることも同様なんである。今の川俣君に対する御答弁のように、戦前には競馬会をやつておつたが、戦後国がやるようになつたから、それを戦前のやり方に移すのだということもけっこうだと思ふ。地方競馬についても、何も県がやつておつたわけでもなければ、戦災都市がやつておつたわけでもなく、地方の畜産組合連合会がやつておつたものである。この畜産組合連合会の当時の競馬の関係者が、今日でも地方におつて、これを農林省の役人にして競馬部でやらしておる。この競馬部の人間をまた元通り民間にもどして競馬の仕事をやらせる。これは同じことです。地方に行きましても、各畜産組合連合会におつた競馬の経験者が集まつ

て、名前だけとりかえてやつておるのであつて、実体は同じことです。大臣は地方にはいろいろの事情があるからうからと言ふが、その事情はすなわち戦災都市に競馬の益金を使ふことがよいから、それとも畜産奨励に使ふことが妥当であるかというその認識の問題であります。今川俣君に対する大臣のお話を聞いておつても、割切れない点がある。川俣君の御所論にも割切れない点がある。これをはつきり割切つてもらいたい。戦前の競馬には、馬匹改良という目的があつた。軍馬補充という目的があつた。元来日本の競馬は、軍馬補充部から出発して、かつての陸軍の裏づけによつてきたものだ。賭博類似の行為をやることに違ひないけれども、軍馬改良の必要性から競馬をやらせようということまで来たのが日本の競馬だと思ふ。そこでそういう意味において、農馬とは別に乗馬、軽種の馬をつくるというようなことから競馬というものが必要になつて来た。どれほど必要であつたか知らぬけれども、そこに根拠があつた。ところが戦後は軍馬補充という考え方は毛頭ございせん。同時に馬の必要性がなくなつて来た。これには非常に農村方面において、決して無用とは思ひませんが、議論があると思ふ。戦馬の点においても、今日のようなオート三輪車ができて来た時代において、いつまで一体休会において馬力をひつぽつておれるか、これにも議論があると思ふ。戦前の馬の必要性和戦後の馬の必要性には格段の相違がある。機械化を農村に奨励する点からみても、ゆつくりしたものなら牛で間に合ふし、早くやるものなら機械でやつた方がよろし

い。どこから見て行つても、馬については戦前と戦後の国内における利用価値が違つて来ておる。それをなおかつ競馬をこういうふうにして行く。ある意味においては国民の健全な娯楽であるとかなんとかいつてみても、そんなものは健全な娯楽とはちつとも思ひません。これを健全である、だから健全と名前をつけてみて、健全と言ひ切れぬと思ふ。しかるにスポーツかといへば、断じて私はスポーツでないと思ふ。賭博かといへば賭博とは言えない。健全かと言へば健全とは言えない。曖昧模糊の間にあつて、われ／＼ものは、これによつて二割五分の、悪い言葉で言へばたら銭をとる。そうしてその中から必要な経費を払つて、あとの金を畜産振興に使うところに必要性がある、社会事業に使うところにこの存在性がある、こういうふうな割切つてもらいたいと思ふ。富くじを売つたこともある。これに対してとかく議論もいろいろありましようけれども、経費を捻出する意味において売つた時代もある。また現今でも売つておるところもある。競輪にしても今御意見がありましたが、競輪によつて自動車振興になるとは思ひぬ。それによつて生れて来る益金によつて、自転車の振興に使うから、自転車の振興に寄与する点があるのだらうと思ひます。ないしはまた戦災都市に自転車の競輪場をつくつて競輪をやらせるから、そこに妙味があるだらうと思ふ。だからその点は大臣の答弁もそういうふうな割切つてもらいたいと思ふ。それをもつて割切つていただければ非常に簡単になつて来る。それを割切らぬで、い

そういうことが抜けている。いくら初めに目的に書いてあるからそれでいいだろうといつても、そういうことにはおよそならぬでしょう。従来、戦前から今日でもおそろくそうでしょう、競馬の益金は、前は譲つておりましたから、三分の一は畜産振興に使

う——使つてないじやないか。これは
畜産局長の月給まで入れてけつこう使
つておりますと言われても、そういう
ことはわれ／＼了承できない。そうで
なくて、特殊の畜産振興費にこれは充
てるんだと法律にちやんと書くべきだ
と思う。ほかに例がないならいざ知ら
ず、ほかに例がちゃんとある。税金に
さえそういうことは書いてある。この
点はどうですか。

○保利國務大臣　その点は私も御意見には全然同感でございます。それじやと申しまして、実際やつておりますことを見ると、たとえば競輪の方にもこれだけの目的にこれだけは使うということをとにしても、実際はそうならぬ。実際率直に申し上げまして、私の方としてはせめて三分の二は先ほだ御指摘のとおり、あと三分の一は先ほど御指摘のとおり、あるいは国際親善を高めるべく、また青年の健全性を

高揚して行くためのオリンピック派遣選手の費用の一部でありますとか、あるいは国で出しくい、しかも緊要な社会政策的なものに用いたいというところで、大分ねばりはねばつたのですけれども、法律に表わすまでにどうしてもの話がつきません。これは弱いと言われればまことに弱い。私は決してその点を強弁は申し上げません。そういう趣意で努力をいたして参つたことは参

つておりますけれども、この線を法文に表わして持つて参るといふことになりますれば、正直に申しましてこの国会に法案の提出が困難になつて参る。これは今後のわれ／＼の努力とこの御審議の過程において十分目的を達するようによつて行きたいという気持ちから、あえてこういう形で御審議を願つてゐるわけでありまゝ。率直にあからさまに申し上げます。

○河野（一）委員 その点は委員会の方で。委員諸君の御意見によつていかうにも訂正できるでしょうから、これ以上は大に伺ひませんが、しかし競輪は地方のことであつて国営の今の状態とは違ふ。国家の直接の蔵人になるのと違ふ。競輪の方は地方の団体がとる金であつて、これは違ふと思ふ。だから今度の競馬法に關するものについて、そういうふうな規定を法律に入れて一向さしつかえないじやないか、こう私は思ひます。

そこで最後に一点申し上げておきたいのは、先ほど地方競馬のことについて大臣は、よく研究しておくといふこととでございましたが、私もその点は決して反対いたすわけではありまへん。ありませんが、いつまで行つても、今の段階で参りますならばな／＼行きにくいと思ふ。でございまして、われわれ畜産団体側といたしましては、この際全部地方競馬もこれと同様に即時実行してくれといふことで、先般畜産大会を開きましたが、その際にも私特に諸君の了解を得まして、この際全部一緒の日にやることは無理だといふことを主張いたしまして、そこは妥協いたしまして、現在府県の主催いたしますもの、戦災都市の主催いたしますもの、

もの、その中に試験的と申しますか、今日の事情から申しまして、一部分を府県が畜産組合の主催するものと、三本建にするのが妥協じやないかといふことをわれ／＼畜産団体側が主張することに、実は大会で定めたのであります。もう一ぺん申し上げます。現在主催いたしておりますものは県の競馬と戦災都市の競馬と二本建になつております。東京で申せば、東京都と東京の各区が戦災都市としてみな競馬を主催いたしておりますから、それをいふまでも今のままで行くといふこともおかしいから、この中に東京都畜産組合連合会が主催する競馬といふものを入れて三本建にしたいといふことを、畜産組合としては要求しよう。そういたしますと経過措置として、今の国営のように一ぺんに民営にするのも一つの行き方でございますが、一ぺんに県、戦災都市の競馬をやめて畜産組合連合会に移すといふことでなく、ここ一年なり三年の間は、畜産組合連合会と各府県、各戦災都市と三者がそれ／＼期日をわけ合つて、三分の一ずつ主催したらいいじやないかといふ案が一番妥協じやないかと思ふので、そういうことに当局側としてもある程度妥協していただければ、全國の畜産組合は非常に満足すると思ふのであります。そうでない、中央がこういうふうな民営になつたが、府県は今大臣のお話のように、しばらく現状のままといふやうなことでございまして、それじやいふまで行くのだ、かつて府県が畜産組合で持つておつたのに、これがいつまでこのままで置かれるのだ、戦災都市は一体いつまで戦災都市なんだという農村の要求

が非常に強いのでございます。でございますから今私が畜産大会でまとめましたように委員諸君にも了解が願へれば、非常に仕合せだと思ふのでございまして、この際三本建にしたいだければ畜産組合の発達のためにも非常に寄与いたします。今でございまして、地方の畜産振興には全然充てられませんが、諸君も御承知、また大臣が御認識の通りに、戦災都市の復興に大部分が充てられる、ないしは各県がそれを使つてしまふといふことで、戦前に畜産組合がこれを畜産振興に使つておりました競馬の益金が、今日では全然畜産振興に充てられておりませんから、少くとも三分の一の開催権を畜産組合にわけてもらつて、しばらくの間三本建で、経過を当局が監督していただく、そうして順次民営に移してもう間違ひがなからうといふ段階になつたならば、民営に移して行くといふことにしたいのだから一番妥協ではないかと思ふのであります。これは畜産組合の大会の決議でもございまして、この際大臣の御意見を伺つておきたい。

○保利國務大臣 地方競馬の取扱ひ方につきましては、先ほど申し上げましたように、この国営競馬の措置とあわせて研究をして参つて、御趣意のようになつて行きたいといふことを申しておりますが、御意見の地方競馬の民営移行の段階的措置としては、私は妥協的な御意見じやないかといふように感じます。そういうふうでないと、一ぺんにとつていふことはな／＼むずかしいかもしれぬと思ひます。そういう趣意で十分研究してみます。

○川俣委員 何らかの問題について割切らなければならぬという考え方に

ついて、河野委員からも質問があり、私も先般の委員会での点を質問いたしましたのであります。結論的には河野委員と遺憾ながら私は意見を異にするのでございまして、これは明らかにしておかなければならぬ。なぜかと申しますと、いわゆる競馬のてら銭でなければ畜産振興がでないのだといふような考え方が一体ありたいと思ふ。佐賀の予防にいたしましても、こういうてら銭からでなければ佐賀対策がでないのだ、競馬の趨勢と畜産とが並行して行くのだ、こういう考え方で畜産振興を考えられるといふ思ふならば、あまりにも貧弱な畜産振興であると思ふのです。いわゆる一定の国の予算のわくの中から、国としてどうしても畜産振興に使うものが出されて来なければならぬと思ふ。競馬があるとなかろうと出さなければならぬ。その上に別わけて河野委員の言われるようなものがプラスされるということであれば、これはまた考える余地があると私は思ふ。私は法律に書くこともあながち反対じやない。ところが今日の大蔵省の出方は、ここにこれだけのわくがあるのだから、競馬の方からてら銭が来るから、こちらの方の予算を削つておけといふやうなことで、むしろてら銭の方にすべての力が入り過ぎるといふことになりますれば、私はこれは何ら畜産振興にならないと思ふ。こういう点が考慮されなければならぬと思ふのです。大臣はどうか河野委員だとわかち割切つて賛成されておりますけれども、それでは畜産対策としてはあまりにも貧弱ではないかと思ふ。これは予算獲得ができないための一つの便

法だといふことが考えられるといひます。ならば、私は競馬というものは少し邪道になつて来ると思ふ。こういう点で大臣の御見解を明らかにしてください。

○保利國務大臣 どうも割切るといふが、私も畜産振興をはかるべき当局者として考えますことは、沿革的に競馬というものは畜産振興という大きな看板のもとに動かされて来ておるわけですから、従つてそこからもたらされて来る利益の大部分を畜産振興に持つて行くといふ沿革的な既得権と申しますか、それは失いたくない。しかし現在差迫つてゐる畜産振興の要請は、そういうところで縛りつけられることは困るのだ。しかし私どもの力が足りませんから、今日では上りだけでもとればたくさんの方にもなつておりますけれども、この競馬から上つて来るものは主として畜産振興に用いない。しかしながら今日の畜産振興に対する国費の要請は、これをもつてしては足りないじやないかといふ認識の上から立つて、しかし競馬の目的は何であるか、こう言われれば、やはり畜産振興に一番重点を置いて、そこと結びつけて考へて行くべきではないか、こういうふうにして申し上げておるわけです。

○川俣委員 私の言ふのは、ただ予算獲得ができなかつた便法にここに腰をすえるといふやうな畜産振興はとらざるところだ、そういう点なんです。やはり国の大きな国策として、今の産業構造からいつて、畜産振興といふものは、こういうてら銭があるなしにかかわらず、当然大きな要素を持つて組みなければならぬ問題だと思ふ。その上に不足だからさらにこういう別わくが

あるなら別だけれども、これは別わくにならないじゃないか、そつちの方を主に考えられて、足りないところは一般経費から補う、こういうふうなやり方は逆にしなければならぬじゃないか、もしも逆に考えて行かなければ、農林省の畜産振興対策というものはあまりに貧弱じゃないか、こういう点を指摘しておるわけですか。と同時に、大臣にもう一つお考え願わなければならぬのは、これはさしきりがあるかどうかかわりませんけれども、畜産振興という中にこれはいろいろ考えられておると思うのです。どうも何か畜産の団体とか、畜産局の外郭団体等に補助金をやることの方に畜産振興というようなことの重点を置かれるというふうなことになるかと、これも邪道だと思ふのです。私は全然ない方がいいとは考えませんけれども、やはり主体としては、今食糧対策の面からも最も日本で遅れております畜産の発展の上に何が重点であるかということに主力を置いて、経費は組んで行かなければならぬであらう。その余りがあるならばこれを外郭団体等に補助するといふようなことも一応考えてもよろしいけれども、今は外郭団体を補助して行くなどという余裕はなくて、むしろ直接的に畜産の振興というものに重点を置いて考えられて行かなければならぬと思ひますけれども、これに対する御見解を伺いたい。

○保利国務大臣 仰せの通り、食糧事情からいいたしましても、どうしても国民多数が粉食生活を相当高度に用いなければ食糧の自給態勢は整つて来ない。そういう上からしますと、今日畜産振興の一番重点となるものは、やはり私は酪農と養鶏だと思つておりま

す。酪農、養鶏がたゞいまのような足取りをもつてしては、どんなに食糧問題をやましく言われましても解決できないんじゃないか。そこで現在のようない足取りで、酪農にいたしましても遅たる状態で行きますれば、いろいろの事情から外国乳製品等が殺倒するおそれもあるし、これは国内の発展を阻害するようなものには押えなかりませんけれども、それにしましても、真に食糧問題を憂えて、食糧の自給態勢を整えて行くという上から行きますれば、もう競馬で大部分出るからあとはいいじゃないかというふうな安易な考えは、私は許されないと思つておるわけです。しかしながら競馬自体を考えれば、使われてもいいのだというところは私どもはより申しません。どこまでも畜産振興に主旨を置いて、この競馬というものを結びつけて行きたい。私どもの気持はそういうところにあるわけでございます。

○川俣委員 大体そういう考え方で、河野委員の答弁と私の答弁は違つておりますけれども、私の答弁を了といたします。

そこでもう一点だけお尋ねいたします。これは資料でつこうですが、一体畜産の振興の外郭団体に、今までどの程度補助されているか。これはいろいろな助成補助をやつておられたように伺つておりますが、これは資料としてあとでお出し願ひたい。

私の午前中の質問はこれで打切つておきます。

○中村(時)委員 私は川俣委員、河野委員の考え方は、一つの考え方であらうと思ふのですが、あるいは意見の相違が出るかもしれないのです。ただ言えることは、この法案と実際の競馬の問題が先ほどから問題になりましたように、畜産振興という目的とはほど遠いものである、この意見は同じなので

す。同時にクッション式にその利益金により畜産の振興という面における育成が考えられる、その点は河野さんと意見は同じなんでありまして、利益がここへ出て来る。その利益が出て来る場合に一つの大きな焦点が出て来る。それはどういふことかと、たとえは今までの施設を現物支給なら現物支給の出資をするのか、あるいはそれを換算して、現在の時価評価にしておいて、政府がそれを貸付けることによつて、その利益金をもつて配分して行く。畜産の振興にするなりあるいは今言つた一般社会事業にするなり、そういう考え方がここに一つ出て来るわけでありまして、あるいはまたそれを全額出資にしてしまふという考え方もあります。ところがそれを国の方として単に貸与して行つて、その利子配分といふと、そういう面から一つの方向を打出すという考え方もここに当然出て来るわけでありまして、その意味においてこの資産評価という問題は、先ほどから何回もくどいように言つて現われて来るわけでありまして、そこでその資産評価に對しての資料の提出を先般来言つてゐるが、先ほど御返答がなかつたわけですが、これはどうしても資産評価の資料をはつきりと出してもらひたい、このように思つておりますから、この点は十分お含みを願ひたいと思ひます。

○大坪政府委員 資産評価の点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、現在何であるかというところにつきましては、龐大な予算でありますので、ただちに決定をいたしかねるわけでありまして、本法成立のあかつきにおきまして、いづれ全資産をあげまして競馬会に現物出資をいたすのでありますから、出資をいたします場合に、大蔵大臣と農林大臣が協議をしまして、時価による評価をするわけでありまして、その場合に、先ほど申し上げましたように、専門家の評価をその計算の基礎といたしまして、それによつてその価格を決定して参る、こういうふうなことでありまして、現在幾らの時価であるかということにつきましては、実は評価をいたしかねておるような次第であります。これは何かの現物出資を見ましたような公社等におきまして、おおむねそういうふうな例であつたといふふうに承つております。

○中村(時)委員 今言つたように現物出資といふことはよくわかるのです。ところが現物出資といふよりも、今言つた一番の問題のポイントは、その利益金をいかに配分するかといふところに重点が入つて来たと思ふのです。これが先ほどから、河野委員はさいころだと言つておるわけでありまして、私もその通りだと思ふのであります。その利益金をどういふふうに分けるかといふ場合には、いろいろな考え方が出るのであります。あなたの考えておられるように現物出資の場合もあれば、あるいは時価評価で行つてそれを金額にして利子をとつておいて、その利子を配分するといふ考え方も出れば、いろいろここに出て来るのです。その出て来る考え方をいろいろ検討するのがこの委員会の役目だと私は思ふ。そこで私の言ひたいのは、評価の仕方についてはいろいろあるでしょうけれども、その基礎的な評価の仕方と、現在の時価評価に見積つた場合、その場合にはたとえば固定資産税の問題もありました。だから価格の評価も安くしなければならぬといふ場合も出て来るであらう。また今言つた利益配分の状況も出て来る。そういう重大な問題を含んでおるわけでありまして、だからあなたは法案が通つてからといふけれども、法案が通る前にこういう重大な問題は一応検討される必要があると思ふ。その意味において資料の提出を要求しているわけでありまして、これははつきり出していただきたい。

○大坪政府委員 御承知のように本法の第二十七条によりまして、本競馬会が競馬を実施いたします場合には、売上金の中から一〇%国庫納付金として天引をいたしまして、納付するわけでありまして、従ひまして、剰余金が出た場合には、その剰余金の二分の一といふものは、法律の規定に基きまして、当然国庫に納付するといふ建前をとおしております。従つて政府から本競馬会に財産を出します場合に、それが無償譲与でありましようとするか、あるいは貸与の形式でありましようとするか、あるいは出資の形をとりましようとするか、あるいは剰余金の半分なりを国庫に納めるといふことにつきましては、財産に對する対価と申しますか、そういう

よりな利益配当という考え方でなしに、競馬そのものの大体の本質から申しまして、競馬そのものを施行するにつきましては、相当利益がある、しかもその利益は、だれにも帰属することのできないような利益であります。で、法律の規定に基づきまして当然に国庫に納めるといふ建前をとつております。従つて形式論といたしましては、その財産の評価がどういふような形になりまして、国庫に帰属すべき金と申しますか、金額と申しますかには全然関係がない、こういうようなことがうに相なるのであります。なお税金関係につきましては、国税あるいは地方税はほとんどすべてが免除になつております。ただ固定資産税だけが各般の事情から免除になつておりませんが、その他すべての税金はほとんど免除になつておるといふような関係であるのであります。この額を幾らに見積るかといふことにつきましては、いろいろの関係において重要であります。が、法案そのものについては、本質的に重要な問題ではないといふふうに申し上げても過言ではないと思ひます。

○中村(時)委員 あなたが今おつしやつた税金の問題に關しまして、ほとんどないといふけれども、それはむしろこの目的のほかにも畜産振興としての純粋な立場、たとえば先ほど言つた通り、分配の問題であるとかいふ純粋な立場においてのみ勘案されたような時期と、今後における時期といふものは、農林大臣も先ほど説明されましたように、少くとも利益金配当に関する問題が中心になつて来ておる。そうすると次に来るものは必ずや税金の問題が対象になつて出て来るであらうことが推察されなければならぬと思ふ。そういう重大な問題もこれは含んでおるわけでありまして、そしてあなたが先ほどからおつしやつておること、私が言つたこととの食い違ひといふものは、今言つたように、現物出資をしてしまつてから、たとえば一〇%なら一〇%納めるようになつておるのだと云う言ふ。ところがどういふような利益金配当の問題がからんで来た場合には、その出資金のいかんによつて配当といふものが考えられる。そういういたしますと、たとえば民間で出資されているもの、あるいは政府の出資したもので、そのウェイトといふものによつて、その出資の利益配分といふものがかわつて来ると思ふ。たとえばたしてこれが一〇%で正しいかどうかといふような問題が問題が出て来ると思ふ。競馬といふものの企業形態としての取上げ方を今肯定されている。そうすると、その出資のいかんによつてこの問題は出て来る。そうすると当然時価評価をして政府出資としての考え方を保持しなければならぬ。そういう考え方に基きましても当然この問題はできぬことはない。やろうと思へばできるはずで、そのくらの資料をやるのにはできないといふ言質はないと思ふ。そこでその資料は、あくまでも提供してもらいたい、こう思つております。

○保利国務大臣 中村さん誤解はむろんございますまいけれども、一体この競馬財産といふものは終戦後、無償で国が取上げておるものなんです。それからただいま畜産局長が申しますように、先ほど来問題になつておる川俣さんなり河野さんなりの言われている問題の対象になつておるのは、一割の納付金と剰余金が出た場合の半額の納付金をどう使うか。それに財政上のどういふひもをつけるか。つけるべきか、つけない方がいいかといふ御議論でありまして、競馬をやつてそれで利益配分をするといふようなものではないわけでありまして、しかしいづれにしましても、無償で国では取上げたにいたしまして、今日では国有財産でございまして、から、財産管理の上から行きまして、これが適正に評価せられなければならぬことは申すまでもありません。従つて私先ほど来申しますように、実際に私先ほど来申しますように、この点には誤解はないだらうと存じますけれども、そういう筋合ひであるといふことを御了承願つて、従つて専門家の評価を待たずして資料を出せと言われましても、ただいま出す資料はございませぬ。

○井手委員 今大臣は専門家の返答を経ずしては出されないとおつしやいます。が、先刻来中村委員のおつしやいますように、競馬関係の国有財産全部を出資する重要な内容が含まれておるのであります。しかもその評価については政令で定める、従つてこの法案を審議するには、評価の基準が重要な内容になつて来るのではないかと申すのであります。私も、ぜひこの際その基準を示していただきたいことを強く要求いたす次第であります。そうでなく、今大臣がおつしやいますように、大事な国家の財産を全額出資する、ほんと云う言ふならば、十億なら十億、三十億なら三十億といふ金額をここに明示すべきであるけれども、簡単にできなから政令に譲つてある、そういうことでありますならば、中村委員がおつしやいますように、その基準は当然示されるべきものだと思ふのであります。先刻来局長は、利益配分の点に重点を置いて答弁をなさつておる。何だか聞きますと、ことさらに資料提出を待つておるような印象を受けのであります。それでは私の方は了解しかねるのではありません。この際これは非常に重要な点でありますので、第四条にあります政令の基準となるものについて、これは法案審議の前提になりますので、至急に出していただきませうと強く要望する次第であります。

なほ議事進行に關連いたしまして、一言局長にお尋ねいたします。この法律案の成立を非常に急がれておるようであります。そこでいつごろからこれを実施なさうとお考えでありますか、承つておきたいと思ひます。

○大坪政府委員 ただいまの第一点の資料の点であります。これにつきましては、お手元に昭和二十六年度末国営競馬特別会計所属国有財産各場別総合評価といふ資料を提出しております。これは昭和二十六年年度末に大蔵省で評価いたしまして国会の方に提出しております。資料であります。それによりまして、総額が二十四億二千一百二十万圓といふような一応の評価になつております。これはお手元に提出しております資料であります。これ以上資料は実は手元に持ち合せておりません。もちろんこれは総合評価でありまして、国有財産全部についてやる評価でありまして、これも一つの参考にはなると思ふのであります。先ほど

来申し上げましたように、倍率法でありますとか復成価額還元法とかいふいろいろ評価の方法はありますが、いづれも長短があります。また規定でどういふふうに書くかといふことにつきましても、関係方面といふく折衝いたしたのであります。なか／＼その規定の仕方等も複雑であり、かつ困難であるのであります。これらの点につきましては、先ほど来申し上げましたように、大蔵大臣と農林大臣が協議いたしまして、専門家の意見による各般の資料に基きまして評価を土台として決定していただくことにして参りたい。現在のことろたゞいま御提出申し上げておられます資料以上の資料を御提出申し上げることは困難であるといふことを、御了承願ひたいと思ふのであります。

それから第二点であります。大体秋の競馬と申します。九月の上旬ごろに切りかえたいといふ、かように存じます。

○井手委員 はなはだ奇怪な答弁を承つたのであります。いやしくも農林省が国営競馬をやるのに、ただ一枚の資料以外にはないといふことは、はなはだ私にはうかつなことだと思ふのであります。これ以上の資料がないといふやうなことで、はたして国営競馬をやつて行けたかどうか。あるはずだと思ふ。またあなたは非常にむずかしいことであるから、今後専門家の意見を聞いてきめるとおつしやいますけれども、ほんとうならばそういう詳細なことも法律に書くべきであります。しかしあまり詳細になると複雑であるので、それらは政令に譲るのが法律の建前であることは私が申し上げるまでも

ありません。従つて複雑ではあつても、やはり法案を提出する時分には政令の要綱は大體準備ができておらねば、答弁の資料にはならぬと思ふ。法律案を提出する準備にはなりません。その準備が整ふうちに法律案を提出するといふことは、粗雑な行き方だと思ふ。大體は畜産局にはそういう基調はあると思ふが、後日何かの資料になつては困るといふ考えかどうか知りませんけれども、お出しにならないようであります。私は強く要求いたします。ぜひ出してもらわなくては審議は進められません。その点は非常に重要であります。

それと、いま一点大臣にお伺いしますが、ただいま局長は、九月ごろから実施したいといふことだが、大臣も同様なお考えであるか、その点だけ承りたい。

○保利國務大臣 競馬財産を全額出資する、その出資額をどうきめるかといふことは、先ほど申しますように、専門家の手によつて適正な評価を行つて出資をする、そういう手続をとらずしては出資をいたしません。ただし、あなただけの言われませんように、今日までその専門家の手によつて評価せられざる前に資料があるじやないか、そういう資料があります限りは、できるだけ提出いたすようにさせたいと思ひますから、その点は十分局長にも申しつけておきます。

それから実施の時期は、今局長が申しておられますように準備が整いますれば秋競馬からやりたい、こういう考えでおるのであります。

○井手委員 重要な点が今答弁にありましたので、重ねてお尋ねいたします

が、政令の基準となるものは法案審議上絶対に必要でございまして、可能な範囲において、ひとつ明日の朝までにでも御提出をお願いしたい。委員長から強くおとりはかりをお願いするようにお願いいたします。

それからいま一点のこの中央競馬会法の実施の時期であります。この法律案は秋の競馬から実施したいといふ方針のようでありまして、そこで私はお尋ねいたしますが、私どもは一般予算を、また特別会計を含めて三月の初めに衆議院を通し、参議院はあつていう状態ですでに成立を見ております。その国会が議決した予算では、一箇年間の予算が組まれておるのであります。一箇年間の特別会計の収支が組まれておる。そこで今おつしやいますように秋には実施したいといふことでありまして、当然補正予算を提出されねばならぬのであります。これは私が申し上げるまでもありません。ところが大蔵大臣は、従来何回となく補正予算は提出しないといふことをおつしやつておる。そこで明らかに食い違ひが出て参るのであります。幸ひたいだいま国会開会中でございますので、先般成立いたしました二十九年度予算について補正予算を提出された用意のもとにこの法律案を提出されかどうか、その点をお尋ねいたします。

○井出委員 ちよつと井手委員に申し上げますが、ただいまの評価基準に關する資料の点は、大體質疑答で、当局もでき得る限り出そうと言われます。そこで今おつしやる明朝というふうなことは、あるいは期限として少し先に行くかもしれないが、この点は委員長からしるべく畜産当局と折衝いたします。

○保利國務大臣 この九月から移すとすれば補正予算が必要になるじやないかという問題、これは行政改革とも関連いたしておるわけですが、一應競馬部を廃止することになつて、そしてどのくらいの数でございまして、行政整理の一つの形となつて不用に帰する形になるわけですが、これは法案が実施できないといふ場合をも考慮いたしまして、年間の経費を計上してゐるわけでありまして、その経費が必要でなくなりますれば、これは不用となつて、特別補正の措置を必要としないと私は考へております。

それから競馬特別会計は、それとは別にこの年度中は存置をしておきたい措置をとつておられますから、競馬法の關係において補正の措置を講ずる必要は生じないと思へております。

○井手委員 私はまったく反した考えを持つてゐるのです。秋からと申しますれば、大體半箇年のことになるのであります。一般会計に対する繰入れ、あるいは特別会計は一箇年を予定して予算を組まれていることは申し上げるまでもございせん。そうなつて参りますと、たとえばそれがかわつて一箇年のものを半箇年しかしないといふことになれば、そこに非常に金額上の相違が出て参ります。従つてわずかの物の値上りでも補正予算を組まねばならぬ。わずかといつては何でございませうけれども、物価の値上りでも補正予算を組まねばならぬ。ところが競馬の場合においては、半箇年分が違つてしまふといふことになりまして、大きな数字の差異が出て参りますので、九月から予定されたものでありますならは、当然法律の成立があればだちに

補正予算を組むことが、私は政治の行き方ではないか、行政機関としての当然の行き方ではないかと考へるのであります。重ねて大臣の所信を承ります。

○大坪政府委員 昭和二十九年度に關しましては、國營競馬の特別会計につきては、全年度分を計上いたしてあります。私どもの目標といたしておりますのは、大體準備ができました。九月の初旬ごろから始めたいと思つておられますので、大體半分ほどは不用額に相なるのであります。その方の経過的な問題であります。本法の附則の第十四によりまして、法律に一應規定をしております。昭和二十九年度における國營競馬特別会計法の規定の適用については、同法第六條に規定するものの外、第二十七條の規定による競馬会からの國庫納付金をもつて國營競馬特別会計の業務勘定の歳入とし、中央競馬の監督に要する経費をもつて同勘定の歳出とするものと、同法第七條第一項中「地方競馬の監督」とあるのは「中央競馬及び地方競馬の監督」と読み替へるものとす

る。といふふうに法律で一應明定いたしてゐるのであります。現在中央競馬会に切りかえましてから後、歳出として關係して参りますのは、地方競馬と國營競馬の監督に要する経費であり、監督が地方競馬の監督に要する経費につきましては、現に全年度分の経費が計上いたしてあるものであります。中央競馬の監督に要する経費は、新たに九月以降の経費は計上しなければならぬのであります。十四の附則の規定によりまして業務勘定の歳入となつた國庫納付金を、課目を設置するこ

とによりまして、中央競馬の監督に要する経費に計上し得る。かように財政当局と了解済みであります。

○井手委員 私はただいまの御答弁には納得いたしません。私は當然補正予算を組むべきであるといふ信念を持つて申し上げてゐるのであります。しかし関連した質問でありますので、私は私の順序の場合にあつたためて追究することいたします。

○連座委員 ただいま両委員と政府との間に、資産の評価基準の問題についての質疑がありました。この問題は私は非常に重大な問題だと思つております。もしこの何十億かの資産を政府が自由にし得る個人的な法人に譲与するといふことであるとすれば、これは重大な問題になると思ふ。その点政府の説明が非常に足りません。私事務当局の説明で十分だと思ひますけれども、われわれが了解しておつたのは、国有鉄道が國家からわかれて国有鉄道になつたと同じような性格の財産だ。しかし今の説明だと、どうもそれがはつきりしない。国有鉄道が政府の資産から国有鉄道の資産にかつたと同じような轉換だと私も心得ておつたので、その資産の評価の問題に對しては、政府の同じ財産がこつちからこつちに移るだけであつて、ただ名目の評価をすれば足りるぐらゐに考へておつたのですが、今の説明だとはつきりしない。もし個人的に自由になるような財産をここにこつち出して、譲与して行くといふような問題であれば、これは重大な問題であります。これは実にこまかに検討しなくちゃいけませんし、うかつかりのむわけに行かぬのであります。その事情をはつきり説明し

なければ、われ／＼はこれの審議を進めるわけにいかぬじやないかと思ひます。事務当局は、中央競馬会が持つところの財産はどういう性格のものであるか、その点をはつきり説明していただきたい。それでなければこの問題は進まないと思ひます。その点をお尋ねしておきます。

○大坪政府委員 中央競馬会の財産を全額出資することにつきましては、提案理由で申し上げたような理由におきまして、国自身が直接競馬を実施して参りますのは不適当でありますから、この際民営に切りかえるという趣旨から参つておりますので、国が特別会計から出資する資産につきましては、競馬会が当然競馬の目的に使用しなければならぬはずであります。従つてあるいはその財産を譲渡したり、あるいは交換したり、あるいは担保に提供したり、つまり競馬の目的に使うべき財産を逸散せしめることは、法のとらざるところであると思ひますのであります。その意味合いにおきましては本法の第二十六条に「競馬会は、農林大臣の許可を受けなければ、その所有する不動産を譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。」という嚴重な制限を法律の規定として付しているものであります。従つてこの法律を私どもとしてはできるだけ嚴重に解釈いたしまして、競馬施行のために必要な資産については、永久に本法によつて逸散をはかるようなことはしないように措置をして参りたいと思ひます。

となれ合いになつて財産を処分したりすることができるとなると、これまた問題であります。この財産は公共企業体と同じ財産であつて、会計検査院の監督まで受けて、政府の資産と同じように扱つて行くんだ、こう了解しておりますけれども、それと違ふのであります。その点をもう一度はつきりお願いいたします。

○大坪政府委員 御意見の通りであります。先ほど益金の配分について河野君も言ひ、畜産奨励に使うべきだ、これもつとめだと思ひます。しかし川俣君の言ひ、それが予算編成の上に利用されてはいけない、いわゆるプラスにても同感であります。現在の日本の情勢から見て、社会保障の事業というのは見捨ててはできないと思ひます。政府のやつてゐる社会保障そのものは万全ではない、従つて民間の社会事業というものがどれだけ大きな効果を現わしているかということは言ひまでもないところであります。それらの民間事業に対して、従来競馬の益金をどういふふうに使われておるか。今後この機構の改革によつて、社会事業に対する配分はどのようにせられるか、この点について社会事業の面からひとつ大臣の考え方を伺つておきたいと思ひます。

○松浦委員 簡単な問題であります。大臣に言明を願ひたいのであります。先ほど益金の配分について河野君も言ひ、畜産奨励に使うべきだ、これもつとめだと思ひます。しかし川俣君の言ひ、それが予算編成の上に利用されてはいけない、いわゆるプラスにても同感であります。現在の日本の情勢から見て、社会保障の事業というのは見捨ててはできないと思ひます。政府のやつてゐる社会保障そのものは万全ではない、従つて民間の社会事業というものがどれだけ大きな効果を現わしているかということは言ひまでもないところであります。それらの民間事業に対して、従来競馬の益金をどういふふうに使われておるか。今後この機構の改革によつて、社会事業に対する配分はどのようにせられるか、この点について社会事業の面からひとつ大臣の考え方を伺つておきたいと思ひます。

○松浦委員 従来日本競馬会当時の状態につきましては、資料がございまいしうから、その資料は提出いたさせたいと思ひます。私のかんがひは、沿革的に見

ましても、やはり競馬と畜産を結びつけて考へて行くことが妥当であらう。従つて私どもは、もし考え通りに許されることといたしますならば、三分の二程度はどうしてもこの畜産振興に直接寄与するところを用いることが妥当であると思ひます。それと実際の事情からいたしまして、あとの三分の一はこういうふうな半ば娯楽の上に立つ行事でありますし、これはやはり社会公共のために直接間接有益な存在であるというところの認識を持つていただくということも、競馬の発展を促進して行くゆゑであると思ひます。民間社会事業等に対する寄金あるいは先ほどもちよつと申し上げました青年体育、国際親善の上に大きな役割をいたしておりますオリムピック派遣の費用に——本来から言ひますとそこにひもをつけてこの法律を出したいと努力いたしたわけでありまして、それができておりませんので、その点は非常に遺憾に存じております。今後予算編成あるいはこの納付金の措置については、私どもは財政当局とそういう腹構えで折衝をして行きたい、そういう考えでおります。

○松浦委員 この民間社会事業の財源ということは、現在の日本の社会制度から見てな／＼むずかしいのであります。こういうふうな益金の配分の場合に、中央共同募金の関係の書類がそこにも来ておりますが、われ／＼もそれに関係があるのであります。こういう方面から援助を受けるのでなければ、今日の社会事業は成り立たないものであります。そうしてやつてゐるところの社会事業そのものが、国家全体から見てもどうかという、実に重要な部

面を担当してゐる。孤児院のごとき、あるいは母子寮のごとき、これは実に重要な面を担当してゐるのです。こういう方面の要求はもろ／＼あることと思ひますが、その場合の配分につきましては、従来の例を翻らないように——この機構の改革によつてこれが打切られるというふうなことになるまいか。その点は特に大臣においで、社会事業なり社会福祉の面から十分考慮せられたいことを要望いたします。

○保利國務大臣 その点は私も同様に考へておりますから十分注意をいたす考へております。

○井出委員 競馬会法案に対する剰余の質疑は次会にこれを続行いたすことにいたします。

○井出委員 此の際河野君より発言を求められておりますのでこれを許します。河野一郎君。

○河野（一）委員 大臣が久しぶりで御出席でありますから、特に大臣にお願ひを申し上げておきたいのであります。

際大臣にわかりやすく申し上げておきますから、お聞き取りの上御善処をお願いいたします。申し上げるまでもなく、当委員会に付託されております肥料法案は、政府が肥料政策を遂行する上において、その基礎となるべき生産費の調査が、法的根拠を持つておらない。そこで法的根拠を持つ肥料の、ことに硫酸の生産原価を調査したいということが非常に大きな問題であります。ところがわれ／＼が考へますのに、硫酸各製造会社は、すでに通産省を通じて開発銀行に融資の申出をいたし、融資を受けております。これは予算委員会において私が政府からちよつだいいたしました参考資料によりまして、開発銀行が各肥料製造会社に融資をしておるといふこの実数はわかつております。従つてこれの借入れをいたしますのには、通産省が相当これに事務的に介在いたしまして、適當なものである、必要なのであるから、これに融資をするようにというところのあつせんをしておるわけでありまして、このあつせんをいたしますには、当然この償還計画がついておるはずであります。その償還計画の内容をなすものには硫酸の生産原価が入つておるはずであります。生産費が幾らで、幾らできて、幾ら営業費がかかつて、幾らの利益が出て来るから、これによつてこういうふうな償還ができるということになつておるはずだと了承いたします。そうしてみれば、すでに政府は、少くとも通産大臣は、これによつて現在の硫酸の生産原価は承知しておられるはずだとわれ／＼は思ふのであります。現在の生産原価の調査は、生産者によつてつくられそれを政府に提出し、政

○井出委員 此の際河野君より発言を求められておりますのでこれを許します。河野一郎君。

○河野（一）委員 大臣が久しぶりで御出席でありますから、特に大臣にお願ひを申し上げておきたいのであります。

際大臣にわかりやすく申し上げておきますから、お聞き取りの上御善処をお願いいたします。申し上げるまでもなく、当委員会に付託されております肥料法案は、政府が肥料政策を遂行する上において、その基礎となるべき生産費の調査が、法的根拠を持つておらない。そこで法的根拠を持つ肥料の、ことに硫酸の生産原価を調査したいということが非常に大きな問題であります。ところがわれ／＼が考へますのに、硫酸各製造会社は、すでに通産省を通じて開発銀行に融資の申出をいたし、融資を受けております。これは予算委員会において私が政府からちよつだいいたしました参考資料によりまして、開発銀行が各肥料製造会社に融資をしておるといふこの実数はわかつております。従つてこれの借入れをいたしますのには、通産省が相当これに事務的に介在いたしまして、適當なものである、必要なのであるから、これに融資をするようにというところのあつせんをしておるわけでありまして、このあつせんをいたしますには、当然この償還計画がついておるはずであります。その償還計画の内容をなすものには硫酸の生産原価が入つておるはずであります。生産費が幾らで、幾らできて、幾ら営業費がかかつて、幾らの利益が出て来るから、これによつてこういうふうな償還ができるということになつておるはずだと了承いたします。そうしてみれば、すでに政府は、少くとも通産大臣は、これによつて現在の硫酸の生産原価は承知しておられるはずだとわれ／＼は思ふのであります。現在の生産原価の調査は、生産者によつてつくられそれを政府に提出し、政

○井出委員 此の際河野君より発言を求められておりますのでこれを許します。河野一郎君。

○河野（一）委員 大臣が久しぶりで御出席でありますから、特に大臣にお願ひを申し上げておきたいのであります。

際大臣にわかりやすく申し上げておきますから、お聞き取りの上御善処をお願いいたします。申し上げるまでもなく、当委員会に付託されております肥料法案は、政府が肥料政策を遂行する上において、その基礎となるべき生産費の調査が、法的根拠を持つておらない。そこで法的根拠を持つ肥料の、ことに硫酸の生産原価を調査したいということが非常に大きな問題であります。ところがわれ／＼が考へますのに、硫酸各製造会社は、すでに通産省を通じて開発銀行に融資の申出をいたし、融資を受けております。これは予算委員会において私が政府からちよつだいいたしました参考資料によりまして、開発銀行が各肥料製造会社に融資をしておるといふこの実数はわかつております。従つてこれの借入れをいたしますのには、通産省が相当これに事務的に介在いたしまして、適當なものである、必要なのであるから、これに融資をするようにというところのあつせんをしておるわけでありまして、このあつせんをいたしますには、当然この償還計画がついておるはずであります。その償還計画の内容をなすものには硫酸の生産原価が入つておるはずであります。生産費が幾らで、幾らできて、幾ら営業費がかかつて、幾らの利益が出て来るから、これによつてこういうふうな償還ができるということになつておるはずだと了承いたします。そうしてみれば、すでに政府は、少くとも通産大臣は、これによつて現在の硫酸の生産原価は承知しておられるはずだとわれ／＼は思ふのであります。現在の生産原価の調査は、生産者によつてつくられそれを政府に提出し、政

○保利國務大臣 従来日本競馬会当時の状態につきましては、資料がございまいしうから、その資料は提出いたさせたいと思ひます。私のかんがひは、沿革的に見

ましても、やはり競馬と畜産を結びつけて考へて行くことが妥当であらう。従つて私どもは、もし考え通りに許されることといたしますならば、三分の二程度はどうしてもこの畜産振興に直接寄与するところを用いることが妥当であると思ひます。それと実際の事情からいたしまして、あとの三分の一はこういうふうな半ば娯楽の上に立つ行事でありますし、これはやはり社会公共のために直接間接有益な存在であるというところの認識を持つていただくということも、競馬の発展を促進して行くゆゑであると思ひます。民間社会事業等に対する寄金あるいは先ほどもちよつと申し上げました青年体育、国際親善の上に大きな役割をいたしておりますオリムピック派遣の費用に——本来から言ひますとそこにひもをつけてこの法律を出したいと努力いたしたわけでありまして、それができておりませんので、その点は非常に遺憾に存じております。今後予算編成あるいはこの納付金の措置については、私どもは財政当局とそういう腹構えで折衝をして行きたい、そういう考えでおります。

○松浦委員 この民間社会事業の財源ということは、現在の日本の社会制度から見てな／＼むずかしいのであります。こういうふうな益金の配分の場合に、中央共同募金の関係の書類がそこにも来ておりますが、われ／＼もそれに関係があるのであります。こういう方面から援助を受けるのでなければ、今日の社会事業は成り立たないものであります。そうしてやつてゐるところの社会事業そのものが、国家全体から見てもどうかという、実に重要な部

面を担当してゐる。孤児院のごとき、あるいは母子寮のごとき、これは実に重要な面を担当してゐるのです。こういう方面の要求はもろ／＼あることと思ひますが、その場合の配分につきましては、従来の例を翻らないように——この機構の改革によつてこれが打切られるというふうなことになるまいか。その点は特に大臣においで、社会事業なり社会福祉の面から十分考慮せられたいことを要望いたします。

○保利國務大臣 その点は私も同様に考へておりますから十分注意をいたす考へております。

○井出委員 競馬会法案に対する剰余の質疑は次会にこれを続行いたすことにいたします。

○保利國務大臣 従来日本競馬会当時の状態につきましては、資料がございまいしうから、その資料は提出いたさせたいと思ひます。私のかんがひは、沿革的に見

ましても、やはり競馬と畜産を結びつけて考へて行くことが妥当であらう。従つて私どもは、もし考え通りに許されることといたしますならば、三分の二程度はどうしてもこの畜産振興に直接寄与するところを用いることが妥当であると思ひます。それと実際の事情からいたしまして、あとの三分の一はこういうふうな半ば娯楽の上に立つ行事でありますし、これはやはり社会公共のために直接間接有益な存在であるというところの認識を持つていただくということも、競馬の発展を促進して行くゆゑであると思ひます。民間社会事業等に対する寄金あるいは先ほどもちよつと申し上げました青年体育、国際親善の上に大きな役割をいたしておりますオリムピック派遣の費用に——本来から言ひますとそこにひもをつけてこの法律を出したいと努力いたしたわけでありまして、それができておりませんので、その点は非常に遺憾に存じております。今後予算編成あるいはこの納付金の措置については、私どもは財政当局とそういう腹構えで折衝をして行きたい、そういう考えでおります。

○松浦委員 この民間社会事業の財源ということは、現在の日本の社会制度から見てな／＼むずかしいのであります。こういうふうな益金の配分の場合に、中央共同募金の関係の書類がそこにも来ておりますが、われ／＼もそれに関係があるのであります。こういう方面から援助を受けるのでなければ、今日の社会事業は成り立たないものであります。そうしてやつてゐるところの社会事業そのものが、国家全体から見てもどうかという、実に重要な部

面を担当してゐる。孤児院のごとき、あるいは母子寮のごとき、これは実に重要な面を担当してゐるのです。こういう方面の要求はもろ／＼あることと思ひますが、その場合の配分につきましては、従来の例を翻らないように——この機構の改革によつてこれが打切られるというふうなことになるまいか。その点は特に大臣においで、社会事業なり社会福祉の面から十分考慮せられたいことを要望いたします。

○保利國務大臣 その点は私も同様に考へておりますから十分注意をいたす考へております。

○井出委員 競馬会法案に対する剰余の質疑は次会にこれを続行いたすことにいたします。

府を通じて開発銀行その他に出してあるはずであります。もし知らないのだらば、それは農林大臣が知らないだけであつて、通産大臣は知つておられるのは、私が申し上げるに理の当然であります。こういうふうには、肥料の生産原価の資料は、開発銀行当局及び外部に出ている。それをわれ／＼委員会として知らずにこの法案を審議するといふことは、非常に迂遠なことでありまゝ。そういうことでありますから、政府としても、これは農林大臣から通産大臣によくお話になりまして、これが生産費の妥当な価格である、これに基いて償還計画はかく／＼だといふ、これに裏づけをして開発銀行から融資をしておるのでありますから、これは明瞭にあるべきはずであるし、知つておるべきはずである。また農林当局も知つておられるのではなからうかと思ふ。でございまして、これらの書類をぜひお出しただきたい。また同時にここに要求してあります。開発銀行に出された書類をわれわれの方にまわしてもらいたい。これは開発銀行にも要求するわけでありまゝ。こういうことは万々ないと思ひますが、農林、通産両省は、参議院の方には一応出しにくいような御回答があつたやに承つておりますが、農林委員会にこれをお出しになりませんか、決算委員会においてはどうしても出さなければならぬことになると思ふ。すなわち開発銀行の金を融資しておるのでありますから、その返済計画がこじれて参りますと、船の問題と同じことになりまゝ。でありますから、これは端的にこの委員会にこの書類をお出しになる方が、私は政府のためだと思

う。ですからこれは農林大臣もう二べんお考えになつて、参議院の回答文書にこたへられずに参議院にもお出しになるのはけつこうであります。当委員会にすみやかに提出願ひたい。これを御提出になりませんか肥料法案の審議は進みません。今までのように絶対ないといふのならしかたありませんけれども、あるものを委員会に出さないと、これは審議に支障があるといふことになりまゝ。どうか至急通産大臣と御協議になりまして、委員長を通じて要求してあります今の硫酸製造原価、その他これは過渡期でも同様ですが、これらの肥料会社が開発銀行その他の銀行から金を借りられる場合に添付してあるべき書類がありますから、この書類を提出あらんことをお願いする次第であります。

○川俣委員 ながつけ加えて大臣に御理解おき願ひたいと思ひます。これは参議院の方からお申入れがあつたのに對して、政府から、通産省としての生産費の原価計算の公式調査をしておらないからといふことでお断りになつておるようですが、本委員会でも要求しておりますのは、政府が責任を持つた生産費の原価計算ではないのであります。御承知のように、合理化資金の貸付のために、通産省の通商金融課を通じて開銀に融資の申込み申請書を出しておる。この申請書には各社の〳〵〳〵の生産費の原価計算が附帯しております。従ひまして政府としての責任あるものでないにいたしまして、各メーカーが自分の責任において償還計画等をなす場合の原価計算の内容を明らかにいたしておりますから、この御提出をお願いしたいといふことであ

りますので、誤解のないようにして、言ひののれないように御提出願ひたい。

○井出委員長 午後は保安林整備臨時措置法案について参考人より意見を聴取し、引続き政府に対する質疑を行うことになつておりますので御了承願ひます。

午後二時開会の予定をもつて暫時休憩いたします。

午後一時四十分休憩

午後二時四十五分開議

○井出委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

保安林整備臨時措置法案を議題といひ、審査を進めます。本日は先般の本委員会の決定に基きまして、ここに御出席をいただきました関係各位の方より、本案について御意見を承ることにいたします。参考人各位には、御多用中にもかかわらず御出席を賜はり、厚く御礼申し上げます。

御承知の通り、本案は近時の異常な大風水害等の続発に對しまして、災害を未然に防止し、あるいはその被害を軽減にとどめるために、治山治水の基本対策の一環として、水源山地の森林の造成をはかり、その管理の適正を期するための措置を講じようとするものでございまして、本日は特に山林事業や治山治水関係の方より、それ〳〵の立場に基き懇篤な御意見を承り、本案の審査に資したいと思ふ次第であります。

それではこれより順次御意見を承ることにいたします。時間の都合もありまゝです。お一人約二十分程度に御願ひいたします。まず周東英雄君より御

発言を願ひます。

○周東参考人 それではまず私から大體の考えを申し上げます。

保安林の整備強化を目的として立てられておるこの法案について、結論的に申しますれば、まったく賛成であつて、ぜひともこうなくてはならぬと思ひます。むしろこの制度の確立がおおかつたうらみすらあるくらいであります。近ごろ毎年打続く洪水による被害から国土を守るということのためからいひましても、また森林資源の保護、進んではその効率的な活用をはかるという意味からいひましても、治水の根本であります山を治めて緑化することが必要であることは申し上げるまでもなく、このことはもう議論の時代ではないので、どうしたら実行が強力に行われるかといふことにあると思ふのであります。従つてはげ山、荒れた山を治めて緑化することにはもちろん必要でありますとともに、すでにある山を保安林として設定して、その水源を涵養したりあるいは土砂崩壊防止あるいは土砂流出防止のための保安林をつくつて行くことは、絶対に必要なことだと思ひます。従つてこの面に對しては、あらゆる観点に立つて総合的な施策が立てられなければなりませんし、財政的の立場から予算の増加をして、思い切つてこれに力を注ぐことがもちろん必要でありますし、またその実行にあつたての裏づけと申しますか、制度的にいろ／＼な施策を総合的に立てなければならぬと思ふのであります。

本案がその一環として、まず保安林の整備強化といふことを目的として立てられて、行き方として国有保安林に對し十分な施策を講じ、また民有林の中で、特に上流地帯における重要な地点をとらえて、国がこれを買ひ上げて、これに對して十分な措置をとる、しかもその際に、国土保安のための保安林でありますから、話合ひの上で円満にこれを買ひ上げて実行に移すということとを本體といたし、経済的な負担能力のないために自分ではやれない、しかも國に渡すのはいやだといふことで折合いのつかぬときに、これに對して強制の買上げをするといふような措置をとりながら、保安林を整備されて行く。こういう行き方は、今日の事態としてはまず漸進的と申しますか、第一歩であらうと思ひます。もとより本案のねらつておるところでも、自分の所有のままにしておいても十分自分も負担し、國の命令によつていろ／＼と保安林としてのなすべき仕事も自分でやりますから、自分の所有にしておいてほしいといふ人については、そのままにしておいても目的は達成し得るのでありますから、そういう意味合いにおいて、私有にしておいたままで保安林の指定をして、それを強化する方法、そして場合によつては國が買ひ上げてこれを強化する方法、その買上げについて二つの場合を考慮せられたこの法律について、私はけつこうな行き方だと思ひます。極端に理想論を言へば、山といふものが私の所有であるにしても、治山治水といふような立場から考へて多分に公益的な性質を持つておりますから、理想的に言へば國がそれを全部持つてやるといふことも一つの行き方でありまゝ。そういうことをしなくても目的が達成せられるのであれば、むしろ私有のままにしておいて國

が措置する、こういう行き方も一つの行き方であると思います。むしろ私はここで考えられた制度、行き方であるならば、この実行にあたつて、さしたつて上流地帯の重要地点がとられておりましたが、その他の地域においては従来通りの行き方でありまして、私は保安林の設定ということによつて水源涵養とか土砂流出防止ということの目的が達成せられる部分は、それ／＼その地点において達成できるでありまして、保安林に指定せられざる地点、こういうものにおいては、もしこれが濫伐にあり、あるいはその経営がよろしきを得ないということとであります。そういう地点がまた洪水の原因にならないとだが保証するでありまして、従つてこの法案についての行き方には賛成であります。もう一歩進んで、この保安林に指定せられざる森林、山等につきましても、その山の経営、使用についての施業案というものは、相当に固あるいは地方公共団体が関与して、しっかりと立てていただきたいと思う。施業案に基いて山を切り、山を治めて行く、こういうことの制度が実はほしいものだと思つております。ことにこれを実行するについては、山持ちというものが自分だけの利害に立たずに、山を持つておる人間の相互の連絡と相互の立場における助け合いというものがなければ、私は眞の国土の保全はできないと思つております。国が強制して、そういう場合にある一つの力を持つということも必要であります。根本は山を持つておる人のお互い、自分だけの立場ではなくて、隣りの山のためにも、そしてその村のためにも

助け合い、そうした施設を共同で行くというくらい立場をとつて行くような制度がほしいものだと思つてあります。

本日は、本案と関係のない点についてははなすたけ申し上げたくないのでありますが、今申し上げた意味から言へば、現在の森林組合というものの性質、あり方ということも、やはりよく考へて行かなければならぬと思つております。森林組合が経済行為を営んでおる本来の本質そのまゝでは、ちよつとまづいじやないかと思つております。私は日本の非常に多数の民有林というものを、眞に国土保全のために動かし、施策して行くためには、かなり民有林行政等の第一線に森林組合等の活動する余地があるのではないかと。こういう方面にも、詳しいことは申し上げませんが、制度的の改善を加へつて、そして民有林のあり方についても、裏づけ的に保安的な行動ができるように考えない、単に保安林設定というのだけによつて、治山治水の目的が達成せられるとは思わないのであります。このことは絶対に必要であります。それは今の案にありますが、金の関係もありまして、にもかくも上流地帯の重要地点と申されておられます。それをやることは絶対に必要である。しかしそれ以外の、今山に木があるところにもし何らかの力強い治山治水対策が積極的に考へられなければならない、またその地点から砕けて行くのではないかと考へます。そういう意味合いにおいてこれは一つの制度としてはけつこうですが、さらにこれにつけ加えてやるべき制度が相当にあるのではないと思つてます。また

たこいねがわくは、それらの制度を実行に移すについても、国の予算が少い中において昨年は、あの大洪水の被害を受けたあとでありましたので、政府におかれまして内閣に審議会をつくら、根本対策の樹立をはかられまして、私どもその一委員として参画しまして、一つの案ができております。しかしこれを実行に移すについては、国家財政の現状から見まして、そう急に多額の金の出ないということもよくわかりますが、今後の施策において、できるだけ早く少しくともよいに資金の面に、財政の面においても考慮を払い、つ、制度の完備と相まつて総合的に治山治水の根本対策が進められることを、心から私は希望するものであります。

こまかい点については、いろいろ専門の方もいらつしやいます。本案の実行にあたつて、税制等につきましても、ちよつと常識的に見てかなり不合理なと思われる点がなきにしもあらずであります。強制的に買収したものに登録税というやうなもの免税があるというやうな話を聞きましたが、普通の場合ですと、強制してやるのはいやがるものを無理にやるのだから免除するものもあるが、これは法律を説くのみならず、国の方針に従ふに我意を張つてやらぬという場合であります。少くも事情が違ふのじやないかと思つて、あるいは治山治水に協力して買収に快く応じよう、応じたから免税してやろうというならわかります。が、少くもこの点はよくわかりません。まだその他いろいろの点があります。が、こういうことは省略しまして、私は根本的な立場において賛成申し上げ

る次第であります。

○井手委員長 参考人各位に対する質疑は、公述終了後一括してお願ひする予定でありますが、周東参考人は取急いで御所用があるようでありまして、この際周東さんにもし御質疑がありますれば、御開陳を願ひします。

○川俣委員 今周東参考人から非常に有益な意見の開陳が行われたのであります。私どもと考へを同じうにするものであります。その点について敬意を表するものであります。今年度予算が非常に緊縮のもとに仕上げられたために、かなり緊急を要する治山治水対策に対して、割合に予算がついたとはいひながら、日本の国土保全の上から、また治山治水対策の上から十分でないという点も、おそろしくお認めになつておられるのじやないかと思ひますが、これに対する御見解を第一に承りたい。

第二は、まことに有益な御意見の中に、現在のような保安林設定だけでは、十分な日本の国土保全の上からやや不十分なきらいがあるというお説ですが、これもまたたく私同感なんです。そういうために森林組合法を改正すればよろしいかという点について、もう少し御意見を承れば非常に参考になると思ひます。この二点についてお伺ひいたします。

○周東参考人 治山治水の問題がやましく言われて、政府も大いに立ち上つたやうであります。二十九年度の予算がそれじや少かつたのじやないかという御意見であります。私どもも昨

年の八月以来治山治水の根本策の樹立に關与した一人といたしまして、ことの予算は、あれでは山を治める、川を治めるという点だけから見ればどうも不十分なように私も考へます。まあしかしこの苦しい中で、ともかくも治山治水の總体の予算から見れば、わずかながら去年よりも増したということでも慰まっております。しかしあくまでもこれは伸びるためにとし縮んだかつこうになつておまして、まづインフレーションを抑えて、物価の高騰を抑えるために、あまりにも国家予算というものが多くなり過ぎると、その方からいへば、な経済的な問題が碎けて来るというところで、ことしは忍ぶというところで、ああいう一兆円予算が打出されて、これはやむを得ず大に国民も協力しなければならぬと考へておりますが、私は将来のことは政府も考へておられると思ひます。またそれがためには、全体の金が少く多いからというところでは、どうして実行できないのであります。もし治山治水の根本が必要であるとするならば、これは災害に対する防衛であります。産業防衛であります。そういう意味から外敵に対する防衛と同じ立場に立つて、新しく財源等を特殊にひもをつけて考へてでもやるくらいにしてほしいと、私は考へております。これは日本の国の他の部分とのいろいろな兼ね合いがあると思ひますので、これらが苦心の存するところだと思ひます。お互いに今後とも政府の方にもお願ひし、大いに考へて行きたいと思つております。

それから第二の点であります。これはいろいろまた議論もあることであ

前一、クタル当り平均立木蓄積が六百石ありましたが、わが国は戦前約三百石、現在約二百五十石の貧弱さであります。もしもわが国の全林野が合理的喬林におおわれておつたならば、その結果としてやせ地もだん／＼肥沃になり、氣候の關係から申ししても、合理的林業ではドイツよりは平均蓄積が多く、七、八百石くらいにもなるべきはずでありまして、そうなりますと成長量も多くなり木材も十分自給できるのであります。農業ではわが国は世界的に集約な経営を行いながら、食糧自給が一、二割できないという点とは、国土の自然、すなわち地形と面積上やむを得ない自然条件に支配されておるのであります。しかしながら林業では、国土の自然が自給できるにかかわらず、イタリヤとかバルカン半島諸国のように、森林国つまり薪炭林国に陥っておりまして、森林荒廢の結果、成長量は木材消費量の二分の一となり、年とともに加速度的に国土荒廢に向つて進んでおりまして、年々一十億円以上の風水害をこうむつておるのであります。このままに放置しますと、将来わが国の国土保全、産業、経済、文化、民生の保護上ゆゆしい結果を招来するものと考えるのであります。

この対策をいたしましては、根本的には傾斜地の完全造林、すなわち森林荒廢国の様相である現在の矮林を喬林に転換することであり、応急的にはまづもつて崩壊地の復旧工事、砂防工事をはどこすとともに、崩壊のおそれある土地については保安林を設定し、合理的なる管理経営を行うことが急務であります。しかしながら完全造林を行

いますのは、百年の歳月と数千億円の国費が必要であると存するのでありますから、これは大國策として今後政治家各位並びに行政官各位の御努力を要請する次第であります。さしあたり山腹工事、砂防工事と並行して、保安林を整備すべきであります。保安林は従来もあつたわけであり、法律もあつたのであります。なお十分でないものであります。それは民林に対する制限による損失補償が必ずしも十分でなかつたのであります。予算の裏づけが必要であるばかりではなく、流域を勘案した配置にもなお十分であつた点があるのであります。また造林命令及び計画を履行しない場合の処置も十分であつたと存するのであります。

本法案を見ますと、これらの欠点を補うことになっております。大きな制限を行うためには完全な補償が必要であり、しかもこんな大制限を行つた森林は民有にするこの意義が少いのであります。国が買入れることは至当であり、米國などにもその例があるのであります。要するに本法案は治水の緊急措置でありまして、臨時措置法とすることが妥当であります。根本的には完全森林造成問題が残るのであります。私どもは治山、治水問題の研究會を設けて、全国の大学教授や助教授中、林政、造林及び砂防工学担当者や大日本山林会の役員に参加を得まして研究を続けて参りましたが、一応意見がまとまりましたので、關係方面に提出することになり、本日はこれを資料として持参いたしました。お手元に差上げたはずであります。その結

論は、第一は完全造林、第二には保安林強化、第三に荒廢地復旧と溪流工事の徹底でありまして、この第二と第三は緊急対策であり、第一は根本策であると存するのであります。

そこで保安林の強化については、従来の森林法の保安林の規定のほか、施業統制の強化及び一部買入れを行う必要があり、その統制には補償が伴うことが当然であり、買入れは過去における農地買収のような価格ではなく、当然時価によらなければならぬと存するのであります。また買入れは一種の統制あるいは強制的でありますから、その森林所有に對しては、売払いに關するすべての課税を免除すべきものと思ひます。従ひまして本案の附則の免稅關係は、個人と法人との區別なく、また強制と合意の區別なく実行すべきものと考へます。この点で合意者にも免稅を及ぼすよう修正することにより、本案は善意の者が損をするとかいふ不合理を持つておりまして、これを訂正すべきであると存するのであります。なおできますならば交換の場合ばかりでなく、買入れの際も、買入れ価格の範圍内において一定期間内に売主が森林を他から購入する場合に、不動産取得稅を免除することが望ましいことであると存するのであります。以上であります。

○井出委員長 ありがとうございます。次に静岡縣森林組合連合會會長松野勝太郎君。

○松野参事人 私は静岡縣森林組合連合會會長をいたしております。また天竜川筋に林業を営む松野勝太郎という者であります。実はこの保安林整備臨時措置法案は、すでに林野庁で早くからおしたくなさつておいでになりましたので、その過程におきまして、新聞などに出されたその要綱によりまして、十五億円の資金によりまして五万町歩の必要な保安林を造成する、こういうふうなことが出ておりました。そうすると、一町歩あたり三万円である。保安林に編入されれば三万円で購入されるのだというふうなことを、その新聞を見たものは言つておりました。この措置法案が出来ますについて、民有林のものはおびえておるものがありまして、天竜川筋におきまして、材木を売却するにおきまして、入札等によりまして大分上手な売り方をいたしておりますために、保安林を設置するといふ名目において、隣接の森林を買収されてしまふのではないかと、いろいろな危懼の念を抱いておりました。昨日本日、この保安林の法案には賛成しかねるという考えを持つて上京したわけでありまして、ところが本日中央森林審議會におきまして、この法案の御説明を林野庁から伺いますと、私が上京するまで考えておりましたところとは大分違つたのであります。國土保全のために、この保安林の設定をする、買収をするといふことになつておるのであります。先に述べたように、無理に買収をするのじやないといふことであります。できるだけ話し合ひで買入れを進めて行きたい、よんどころない場合にのみ買収をするといふようなお話でありまして、それならば國土保全のためでありますから、こ

の買入れの場合も山主が応じなければならぬではないか、かように存じておるような次第であります。昨年の風水害の恐ろしさを考えますと、この法案を設定いたしましたことは、國土保全のために機宜を得た処置である、かように存じて、この法案に對しましては通過すべく御努力願ひたいと思ふような次第であります。

ところがこの法案にありまして、保安林に買入れれる土地の隣接の土地が必要な場合には、買入れてよいといふようなことがありますが、これはその保安林に編入された土地に所有者がある。その所有者の土地を編入する場合に、その大部分を買つて、一部分残されたという場合には、その山主といひましては、わずかに残されては困るからといふので、隣接した山林を買入れれることができるというやうなことにきめられておるやうであります。これは考えようによりまして、先ほど申し上げましたように、営林署等で森林を経営して行こうとするために、買入れの土地に入られはしないかといふ心配があるのであります。それからまた多くの官庁の出先の方は、書いたものばかりによりましてその処置をいたして行くために、とかく書いたものを、その営林署なりなんなりに権利を与えられたやうな考えをもちまして、林野庁の本省の御意見とは違つたやうな道に行かれるおそれはないではない、かように存するのであります。この強制買収といふことにつきましては、できますならば林野庁長官の通達何かをもちまして、これは最後の手段でありまして、買入れにつきましては無理をしないやうに

進んで行くといふために、御趣旨のことを通達か何かでお出しをいたさなければ、はなはだ幸いであると思ひます。

なお買収にあたりましては、最後に強制買収等は中央森林審議會へ諮つていふことであるが、できるだけそういうことのないやうに、話し合ひで買入れがスムーズに取運ばれるやうに、林野庁に特にお願いしたいと思ふのであります。以上をもつて終ります。

○井出委員長 それでは次に東大教授、島田錦蔵君にお願いします。

○島田参事人 本法案の中に盛り込まれておる要点は幾つかあると思ひますが、その中で特に二点、一つは保安林の区域を拡充するといふこと、それからもう一つは、必要があればこの保安林を買取つて國有保安林にして行く、この二つの点につきまして私の意見を述べてみたいと思ふのであります。

私をお呼び出しになりましたのは、おそらく常識者という意味でお呼び出しであると思ひますので、これらの諸点に關しまして、世界の各國における保安林行政の動向から見まして、時間がございませぬからきわめて簡単に申し上げますが、こういう二つの点についてどう考へるかといふことに限定して申し上げてみたいと思ひます。

結論を申し上げますと、大体におきまして適當なやり方であると思ふのであります。各國の保安林に關しましての立法の形を簡単に分類してみますと、三つになるかと思ふのであります。一つは保安林に關しての特別立法をするや

り方であり。一つは日本と同じような、一般森林法の中に保安林を規定するといふやり方であり。もう一つは保安林に關して全然立法のないといふ形であり。

第一の特別立法の形は、その典型的な例を申しますと、これは戦前のドイツ、プロシヤのやり方であり。プロシヤにおきましては、一般の森林法に關しましては自由主義をとつておるのですが、特に保安林に關しましては、これが公共安寧に及ぼす影響等を考慮して、保安林に關してだけ特別立法をしておる、この形であります。でありますから、つまり特別立法をするといふのは、森林に關しての政策が、自由放任主義もしくはそれに近いといふ場合に考えられる行き方であり。

第二の一般森林法の中に盛り込むといふ行き方は、ヨーロッパの中央の多くの國がとつておるやり方であり。第三番目の保安林に關しての立法が全然ないといふ行き方は、保安林に對してその國が全然考えていないといふことではありませんが、この例の典型的なものはアメリカでございますが、保安林的な性格があるものは國が持つて、そして國で保安林を維持して行けばいいやないか、こういうふうな考え方、つまり民有林において保安林といふものはないから、従つて民有林を縛るところの森林法の中でこれを規定する必要がない、こういうふうな行き方であり。この点につきましても、あとの買取りのことにも關連いたしますので、後に申し上げます。そこで保安林の制度の行われており

まする國におきして、この保安林の編入をどういふふうにしてやつておるか、と申しますと、大体二つの流れがございます。一つは、國が一つ一つの森林について検討いたしまして、これを保安林に編入すべきやいなやといふことを決定して行くやり方であり。これを私は自發的職權主義と申しておりますが、自發的職權主義による編入であります。こういうような制度をとつておる國は、ヨーロッパにおきましてはスイツツルやイタリアや、それからドイツでは南ドイツの大部分が、こういうやり方をとつておるのであります。

もう一つのやり方は、その森林が保安林になることによつて直接利益を受ける人々、むろんこれは単に一人や二人の人のために保安林を設けるといふことではございませんから、ある地域の最大多数の者のためであります。が、そういう地域の利害關係者が申請した場合に、これを國が審査いたしまして入れるといふやり方であり。これを私は利害關係者申請主義といふふうに申しておりますが、こういう主義をとつておる國もあるものであります。

そこで日本の現在の保安林行政は、今申しました二つの主義の中のどれであるかと申しますと、森林法を見ますと、皆御承知のようにこの二つの主義をあわせ規定しておるのであります。國が自發的に保安林に入れることもできるし、利害關係者の申請があるものもまつて、これを編入し、あるいは解除するといふふうな行き方もできる、こういうふうになつておるのであります。ところで日本の保安林行政

政といふものは、明治三十年の旧森林法に初めて規定されたものであります。が、その後の保安林の編入の實際の行政を見て参りますと、日本の國全体といつたしましては、森林の約一割が保安林になつております。むろんこの保安林の地域的な分布の状況といふものは、各地域の地勢、風土等によることとございまして、全國一律に一律であるわけではございません。ところで今申しましたような氣候、風土に應じまして、この保安林の分布が均等であるかと申しますと、私の見るところでは、必ずしも均等ではないように思ひます。と申しますのは、たゞいま申しましたように、日本の保安林が自發的職權編入主義と、關係者申請主義と両方をうたつておられて、あまりはつきりしておりません關係上、附屬によりましては、明治三十年以來この保安林を職權主義によりまして、かなり大きな網をかぶせた地方もございまして、また關係者申請主義によりまして割合に消極的であつたといふやうなところもある。そういう關係で現在の保安林の日本全國における分布状況は、必ずしも寛嚴よろしきを得ていない、かように私は思つておるのであります。

そこで今回の保安林整備臨時措置法の中の第二条であつたかと思ひますが、この第二条の中の保安林整備計画といふものを見ますと、私はこの二つの主義の中の職權主義による編入といふことに重点を置いて行きたいといふやうな、一つの政策上の中心の移行を認めるのであります。そういう点に關しましては、先ほども申しました自發的職權主義によつて保安林をきめて

おりますところのスイツツルやイタリアの例等を見まして、特にスイツツルの例のごときは、あたかもわれわれが土地を持つておるときに、すべての土地が土地台帳に記入されておると同じように、一つの保安林の林籍といふものが最初に同じものさしをもつてはかられて、そして入れられておるといふ点で、非常に保安林政策上の一貫した趣旨が流れておるやうに思ふのであります。それに一歩近づかせるものであると考へまして、この第二条におけるところの保安林整備計画といふものに私は期待をおく次第であります。

なお保安林政策に關連いたしまして一番大きく問題とされておりますのは、各國における保安林國有論といふやうな考え方であり。保安林のやうな、公共の安寧のために、いわば森林所有者がその犠牲をこうむらなければならぬものは、相なるべくは國民全体の幸福を考へることを本来の目的とするところの國がこれをもち、國が國民のためにこの施策をすべきであるといふやうな考え方であり。これをしさいに検討いたしまして、この保安林國有論の中でも積極、消極など三つの分類ができるかと思ふのであります。一つは、保安林といふものは全面的に國有にすべきであるといふやうな考え方、これは先ほど申しましたアメリカの考え方のごときのものであります。

第二番の考え方は、第一番の考え方は望ましいことであるけれども、所有者が保安林であることを認容し——と申しますか、保安林であることを承認でな自分を持つていたいといふやうな

なものについては、これを強制的に買わないでもいいやないか。それで保安林に入れられるならば、自分はいはるその森林を手放したいといふやうなもののみを國が買ひ上げて、そして保安林國有にだん／＼一歩近づけるといふ行き方にすべきである。これもやはり保安林國有論の一つの考え方だと思ふのであります。

もう一つは、これは保安林國有論と言つていいかどうかはわかりませんが、きわめて消極的なものであります。一、現在保安林に國有のものもあり民有のものもある。國有の保安林といふものを國が維持すべきか、あるいは國がもし森林を民間に開放するような場合に、この國有の保安林のごときのものであつたかといふやうな議論が行われるならば、そういうことには反對である。少くとも現在國有の保安林といふものは、國家が永遠にこれを存続維持すべきである、といふやうなきわめて消極的な考え方であり。

以上のうちで、一番と二番が、保安林國有論として注目すべき意見ではないかと思ふのであります。そのうちの第一の形のアメリカの考え方であることは申し上げませんが、御承知のようにアメリカは、きわめて國の歴史が浅い國でありますので、従ひまして林業政策といふものもきわめて歴史が浅いのであります。初めのうちは、森林といふものに対する林業政策といふものはほとんどなかつた。ところがだん／＼開拓が進んで参りますと、水源涵養その他の關係で、森林を開放したためにい／＼な悪い影響が出て来

た。そこで急に保安林政策というものの中に目ざめまして、一旦開拓地として払い下げてしまいました土地で、保安的な性質のあるものは、これをいかにして保安林的にするかということを考えたときに、保安林立法によらないで、そういうものは国がどん／＼買い上げて、そして国有保安林としてやつて行けばいいじゃないかという考え方であります。従いましてアメリカにおきまして、現在保安林的な意義を持つものとは、まだ民間に開放されないであるところの国有林の中で、保安的な性質があるものを一応検討いたしましたので、これはいかなる理由があつても、将来民間に売り払わないという一つの検討をいたします。それからさらに、もうすでに民間のものになつてしまつたけれども、これは保安林にすべきだというものを買う上げて行くという行き方であります。この保安林の買上げに関する立法は、一九一一年のウィークス・ローという法律によりまして最初始められました、その後一九二四年、一九二八年、その後もいろいろ関連の法律はございますが、いろいろなそういうような法律の中で、保安林的森林の買上げということを規定いたしました。御承知でもございましょうが、アメリカの法律は一つ／＼の法律の中へ、その法律に必要とするところの予算を明記しておるわけであります。一つ一つの年度別の予算を明記いたしましたので、これを立法いたしましたのであります。大体買取りの状況を申し上げますと、これは合意の上の買取りでございまして、強制買取りは規定いたしておりません。民間のものと相対づくで、合意のものを買い取るという形で、こ

れを規定いたしておるのであります。今回の保安林整備臨時措置法を見ても、この買取りに關しましては、私これを分類いたしますならば、たがいまの分類の中の第二の形、所有者がこれを承諾するならば、国が買い上げるという行き方を原則としておるうちにこれを理解したのであります。もちろん強制買取りの規定もございます。が、この強制買取りの規定に關しましては、条文を見ますとわかりますように、これは森林法による森林計画の指定事項に違反したものに關してのみ、いわば罰則的な強制買上げでありますので、これはこの法律の中の原則的な規定ではないように思うのであります。この点に關しましては、いろいろ問題があるかと思ひますが、時間が参りましたので簡単に申します。これは、理論的に申しますと、違反に対する一つの罰則でありますから、その罰則の考え方といいたしましては、幾つかの段階があるかと思うのであります。一つは、その命令にどうしても違反する者に關しまして、これを強制執行する、あるいは強制第三者代行業をするという考え方が、まず第一段階であらうかと思ひます。それから第二段階といしましては、これを強力な国家管理のもとに置くということが、第二の段階だと思ふのであります。それから第三の段階として、これを強制買取りして国のものにしてしまふという段階があるかと思うのであります。そこで、そういうふうな段階を考えたときに、この違反に対して強制代行、強制執行のようなことに關する余地が、森林法運用上そういうふうなことに期待がでないいかどうかということが、まず第

一に検討されると思います。それからその次に、所有は移さないでも国家管理のもとに置いて、そうしてこれを実行して行くというふうな考え方、これが第二の段階。それから第三の段階が、国が買い取るという段階になるかと思うのであります。これらのことについて、関連して、ひとつスペインの森林法の例を御参考にして申し上げてみたいと思うのですが、このスペインの森林法におきましては、こういう保安林が、森林所有者が造林しないで放置してあつて、保安的な任務を果していないといふものに関しましては、これを国が買い上げますが、これは永久買上げの形ではありませんが、一時的な形で買上げをいたしまして、そうしてこれを國が造林いたしましたして、保安的機能を果させる。将来その森林所有者が、その森林を自分に返してほしいというふうな希望があります際には、その森林経営に關しまして信用が置けるならば、これを元の森林所有者に売りますとしてやるというような規定をいたしておるものであります。これもつまり強制買上げに至る前の一つの段階の考え方の示唆になるのではなからうか、かように思つております。

大体冒頭に申し上げましたように、この法案の中の二点に關しまして、私の意見を申し上げます。

○井出委員長　それでは最後に、全国森林組合連合会常務理事山本平保君にお願いいたします。

○山本参考人　私も本法案の目的とするところ、その要旨に對しましては、賛意を表するものであります。が、次の四点について若干意見を持つてゐるものであります。

第一に、小さな問題でありますが本法案の第四条の規定についてでありますけれども、第四条の一号、ここに於ては森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための保安林、この森林を買い入れをする規定がございますが、この規定は、国土保全上必要な森林であるから保安林になっていると、こう私は解しているのじやないかと思ひます。ところが本条の一番しまいの方に、左の各号の一に該当しているもので、国土保全上必要なものを買い入れると書いてあります。そうしますと、この一号の場合に特に疑問が起るのは、一号に属するものは特に森林法第二十五条第一項第一号から第三号までの水源涵養、土砂流出防備、土砂崩壊防備という重要な保安林でありまして、国土保全上必要であるものはすべてであると考へておるのであります。それが国土保全上必要なものだけを買入れ入れるということになると、この条文との関係で少しおかしくはないかということを突は考へているのであります。むしろこの本文の国土保全上必要なものというものは、三号の場合に考へが及ぶ規定であるかと解しました。なぜこんな問題を取上げたかといひますと、この三つの重要な保安林は、すべて国土保全上重要な保安林であるという觀念に徹しておいていただくことがいいのではないかと、国土保全上必要でないものもあるような感じを与えることがいけないように思ふからであります。これが第一点。

それから第二点といたしまして、同じ第四条の第三号との関連であります。もちろんこの第三号に掲げてあり

ます買入れになる対象は、今の本文の
国土保全上必要なものという言葉がな
れにかかつて参りますから、第三号の
要件を備えるためには、前二号の規定
によつて買入れる森林に隣接してい
るということ、国土保全上必要な
のであるということ、もう一つ、な
れとあわせて経営することが相当であ
るという、三つの要件を備えることが
必要になつて来るのであります。も
その要件のうち、国土保全上必要な
ものということになりましたら、保安
林に編入してもいいのではないかとい
うことが一つの疑問であります。も
しそこまでの必要はないが、国土保全
上必要である、必要なことは必要だ
が、保安林に編入するほどのことはな
いということの方に力が入れば、あわ
せて経営することを相当とする森林に
という方面ないしは隣接しているとい
うところに重点が置かれることになつ
て参ります。もちろんこの規定は強制
買上げの場合でないのであります。か
ら、所有者との協議によつて成立する
ことでありますので、実際問題として
はそう心配はなからうかとも思いま
す。ただ具体的に問題になつて参りま
す場合に、前の参考人が申されたよう
に、経済林のあわせ買入れという問題
との関連において、行き過ぎがないよ
うに、これは希望として申し上げる次
第であります。

第三点は、第六条の関係でございますが、森林法に定められた保安林につ
いての施業指定を守らない場合に買い
上げる。しかも守らない場合だけでな
くして、買入れに応じない場合にも買
い上げるのであります。まず中央森林
審議会の議を経る場合の審議の対象

は、そういう手続が完全に行われたかどうかということが一つの問題であらうかと思ひます。続いてその審議の対象になるのは、第六条の第二項の各号に規定されておる事項の内容の審査とすることに相なるかと思ひます。この内容の審査にあつて、一号、二号の森林所有者、またその権利関係、この二つのものの内容については、相当の資料あるいは証明すべき資料が整えられるかと思ひますが、一番問題になるのは対価の問題であらうかと思ひます。中央森林審議会において対価を決定する場合に、これは審議会の議を経なくてはならず、単に議を経るだけでなくて、審議会の議が買取令書に載せられる内容になるというふうに伺ひましたが、そうであるとして、対価を決定するにあつての資料調査ということは、おそらく地方行政の資料に基くものであらうかと思ひます。もちろんあつた方にはありますように、評価基準を定めることにはなつておりますが、具体的な場所について考へてみますと、地理的には同距離のものであつても、山の位置によつて非常に価格差がひどいということが考えられます。

きわめて簡単にございしますが、私の氣のつきました法案の内容についての意見を申し上げて、御参考供する次第であります。

○井出委員長 以上をもつて参考人の御陳述を一応終りました。

続いて質疑に入りたいと思ひます。

○松浦委員 参考人の皆さんお忙しいところおいでくださいまして、特に静岡からわざわざ松野さんおいでくださりまして、いろいろ貴重な資料をいた

だきましたことは、法案審議上たいへん感銘に存する次第であります。

先ほどのお話の中に、天竜の流域において経営しておるという話があつたのでありますが、天竜の流域の中に佐久間ダムという大きな日本一のダムができたのでありますけれども、そのダムの用地を買ひ入れる場合におけるいろいろの風評があるようでありまして、われわれの聞き及んでいるところによると、坪七十坪で一町歩二十万円くらいかつておるといふような話も聞かれます。それは山によつていろいろ違つておつたのでありましようか。山林の蓄積量であるとかあるいは傾斜とかによつて、いろいろ値段が違つていられるらうと思ひます。また全然立木のないはげ山の荒廃山林を、今林野当局が保安林を設定しなければならぬといつて、買ひ入れるといつたようなものもあるだらうと思ひます。そういうものについておわかりの範囲でよろしいと思ひますが、佐久間ダムのうち、買取のいろいろの例がありましたらお話を願ひたいと思ひます。

それから山本さんの方にお尋ねいたしたいことは、この一つの流域に対して保安林を設定して行く、そうして災害の防止をするという計画でございしますから、これを実行しようとする場合に、もし一つの森林組合がその買上げの地域内に相当の面積を持つておる場合は、その流域におけるところの施業案はもとよりこれを改変しなければならぬ。その流域の事情によつて、場合によつては一つの森林組合もつづけるかもしれない。そういうような場合に組合経営として一体どういふことにな

るか。それからまた、その流域において組合が一つの共同事業をやつておるところもあるものでありますが、それもやはり資源を失うといふことになつてはたいへんなことになると思ひます。

これは松野さんへのお尋ねになると思ひますが、静岡の、今三浦先生が言われまして平均蓄積二百五十石といふ話がありましたが、あの辺でありましてたならば三百石、五百石といふものがあるだらうと思ひますが、そういう地域における一町歩あたりの値段は、一体幾らくいふことになつておりますか。これをひとつ御存じでしたらお答え願ひます。

○松野参考人 ただいま松浦さんのお話の通り、佐久間ダムをたたいま建設中でありまして、賠償問題でいろいろ交渉いたしておるものでありますが、松浦さんのお話の坪七十坪といふものは、これはまだ個人にはあたりません。これは公共の町村の公有林のようなものについて、大体電源会社と話ができましたので、それが今お話をありましたような価格で大体の話ができたような次第であります。ところが個人々々に対してははまだ今折衝中のようにあります。電源会社の方でも、土地の者が希望しておるほどなか／＼出してくれませんが、また持つておる者も、大分大きい電源開発をするんだからというので、ふつかけているような者もあるらうと思ひます。で、あれこれいたしましてまだ個人的な山林についての折衝ができたことを聞いておりませんが、ただそのダムのできる場所だけについては、実は私の森林組合連合会の専務をしておる内山君のおところの土地がそのダムのできる東

側でありまして、その山につきましては、埋まる土地の話だけは大体できたのではないかと申すのであります。立木は別に話をしておる内山君、山主自身の方で処分をするような話になつておるやうに聞いておるのであります。

そこでたたいまお尋ねの山林の土地の価格であります。これは必ずつとやせております。尾根にかつたやうなところでは安いように聞いておりますが、それにいたしましても十万円から四、五十万円ぐらゐのものを言つておるらしいのであります。それでお話の通り成長量が二、三百石ないし五百石ぐらゐのところでありまして、その土地が肥えておる、やせておるといふことによりまして価格の相違があるようであります。ところがその土地が、秋葉ダムなどで埋まることとあります。と、小さい山持ちが欲をかいておる者を農地法によつて買取されてから今まではあまり手をかけていなかつたのを、石垣を積んで畑のようなものにして、そして高く買つてもらうやうにして、いふやうな者もあるやうであります。割合に価格が高くなるやうであるのであります。従つて先ほど申し上げましたように一町歩三万円などというのでは、土地だけをただとられるといふやうなことをおそれて、これは上の立木まで入つておるのかどういふのかというので、保安林に編入されたいへんなことになるといふことを言つておる者もあるやうなわけでありまして、従つても静岡県の方の土地において保安林を設定される場合には、その保安林に設定した地域にかわるべき山林を買取るだけの価格

は、そういう手続が完全に行われたかどうかということが一つの問題であらうかと思ひます。続いてその審議の対象になるのは、第六条の第二項の各号に規定されておる事項の内容の審査とすることに相なるかと思ひます。この内容の審査にあつて、一号、二号の森林所有者、またその権利関係、この二つのものの内容については、相当の資料あるいは証明すべき資料が整えられるかと思ひますが、一番問題になるのは対価の問題であらうかと思ひます。中央森林審議会において対価を決定する場合に、これは審議会の議を経なくてはならず、単に議を経るだけでなくて、審議会の議が買取令書に載せられる内容になるというふうに伺ひましたが、そうであるとして、対価を決定するにあつての資料調査というこ

は、そういう手続が完全に行われたかどうかということが一つの問題であらうかと思ひます。続いてその審議の対象になるのは、第六条の第二項の各号に規定されておる事項の内容の審査とすることに相なるかと思ひます。この内容の審査にあつて、一号、二号の森林所有者、またその権利関係、この二つのものの内容については、相当の資料あるいは証明すべき資料が整えられるかと思ひますが、一番問題になるのは対価の問題であらうかと思ひます。中央森林審議会において対価を決定する場合に、これは審議会の議を経なくてはならず、単に議を経るだけでなくて、審議会の議が買取令書に載せられる内容になるというふうに伺ひましたが、そうであるとして、対価を決定するにあつての資料調査というこ

は、そういう手続が完全に行われたかどうかということが一つの問題であらうかと思ひます。続いてその審議の対象になるのは、第六条の第二項の各号に規定されておる事項の内容の審査とすることに相なるかと思ひます。この内容の審査にあつて、一号、二号の森林所有者、またその権利関係、この二つのものの内容については、相当の資料あるいは証明すべき資料が整えられるかと思ひますが、一番問題になるのは対価の問題であらうかと思ひます。中央森林審議会において対価を決定する場合に、これは審議会の議を経なくてはならず、単に議を経るだけでなくて、審議会の議が買取令書に載せられる内容になるというふうに伺ひましたが、そうであるとして、対価を決定するにあつての資料調査というこ

は、そういう手続が完全に行われたかどうかということが一つの問題であらうかと思ひます。続いてその審議の対象になるのは、第六条の第二項の各号に規定されておる事項の内容の審査とすることに相なるかと思ひます。この内容の審査にあつて、一号、二号の森林所有者、またその権利関係、この二つのものの内容については、相当の資料あるいは証明すべき資料が整えられるかと思ひますが、一番問題になるのは対価の問題であらうかと思ひます。中央森林審議会において対価を決定する場合に、これは審議会の議を経なくてはならず、単に議を経るだけでなくて、審議会の議が買取令書に載せられる内容になるというふうに伺ひましたが、そうであるとして、対価を決定するにあつての資料調査というこ

は、そういう手続が完全に行われたかどうかということが一つの問題であらうかと思ひます。続いてその審議の対象になるのは、第六条の第二項の各号に規定されておる事項の内容の審査とすることに相なるかと思ひます。この内容の審査にあつて、一号、二号の森林所有者、またその権利関係、この二つのものの内容については、相当の資料あるいは証明すべき資料が整えられるかと思ひますが、一番問題になるのは対価の問題であらうかと思ひます。中央森林審議会において対価を決定する場合に、これは審議会の議を経なくてはならず、単に議を経るだけでなくて、審議会の議が買取令書に載せられる内容になるというふうに伺ひましたが、そうであるとして、対価を決定するにあつての資料調査というこ

は、そういう手続が完全に行われたかどうかということが一つの問題であらうかと思ひます。続いてその審議の対象になるのは、第六条の第二項の各号に規定されておる事項の内容の審査とすることに相なるかと思ひます。この内容の審査にあつて、一号、二号の森林所有者、またその権利関係、この二つのものの内容については、相当の資料あるいは証明すべき資料が整えられるかと思ひますが、一番問題になるのは対価の問題であらうかと思ひます。中央森林審議会において対価を決定する場合に、これは審議会の議を経なくてはならず、単に議を経るだけでなくて、審議会の議が買取令書に載せられる内容になるというふうに伺ひましたが、そうであるとして、対価を決定するにあつての資料調査というこ

は、そういう手続が完全に行われたかどうかということが一つの問題であらうかと思ひます。続いてその審議の対象になるのは、第六条の第二項の各号に規定されておる事項の内容の審査とすることに相なるかと思ひます。この内容の審査にあつて、一号、二号の森林所有者、またその権利関係、この二つのものの内容については、相当の資料あるいは証明すべき資料が整えられるかと思ひますが、一番問題になるのは対価の問題であらうかと思ひます。中央森林審議会において対価を決定する場合に、これは審議会の議を経なくてはならず、単に議を経るだけでなくて、審議会の議が買取令書に載せられる内容になるというふうに伺ひましたが、そうであるとして、対価を決定するにあつての資料調査というこ

は、そういう手続が完全に行われたかどうかということが一つの問題であらうかと思ひます。続いてその審議の対象になるのは、第六条の第二項の各号に規定されておる事項の内容の審査とすることに相なるかと思ひます。この内容の審査にあつて、一号、二号の森林所有者、またその権利関係、この二つのものの内容については、相当の資料あるいは証明すべき資料が整えられるかと思ひますが、一番問題になるのは対価の問題であらうかと思ひます。中央森林審議会において対価を決定する場合に、これは審議会の議を経なくてはならず、単に議を経るだけでなくて、審議会の議が買取令書に載せられる内容になるというふうに伺ひましたが、そうであるとして、対価を決定するにあつての資料調査というこ

は、そういう手続が完全に行われたかどうかということが一つの問題であらうかと思ひます。続いてその審議の対象になるのは、第六条の第二項の各号に規定されておる事項の内容の審査とすることに相なるかと思ひます。この内容の審査にあつて、一号、二号の森林所有者、またその権利関係、この二つのものの内容については、相当の資料あるいは証明すべき資料が整えられるかと思ひますが、一番問題になるのは対価の問題であらうかと思ひます。中央森林審議会において対価を決定する場合に、これは審議会の議を経なくてはならず、単に議を経るだけでなくて、審議会の議が買取令書に載せられる内容になるというふうに伺ひましたが、そうであるとして、対価を決定するにあつての資料調査というこ

は、そういう手続が完全に行われたかどうかということが一つの問題であらうかと思ひます。続いてその審議の対象になるのは、第六条の第二項の各号に規定されておる事項の内容の審査とすることに相なるかと思ひます。この内容の審査にあつて、一号、二号の森林所有者、またその権利関係、この二つのものの内容については、相当の資料あるいは証明すべき資料が整えられるかと思ひますが、一番問題になるのは対価の問題であらうかと思ひます。中央森林審議会において対価を決定する場合に、これは審議会の議を経なくてはならず、単に議を経るだけでなくて、審議会の議が買取令書に載せられる内容になるというふうに伺ひましたが、そうであるとして、対価を決定するにあつての資料調査というこ

は、そういう手続が完全に行われたかどうかということが一つの問題であらうかと思ひます。続いてその審議の対象になるのは、第六条の第二項の各号に規定されておる事項の内容の審査とすることに相なるかと思ひます。この内容の審査にあつて、一号、二号の森林所有者、またその権利関係、この二つのものの内容については、相当の資料あるいは証明すべき資料が整えられるかと思ひますが、一番問題になるのは対価の問題であらうかと思ひます。中央森林審議会において対価を決定する場合に、これは審議会の議を経なくてはならず、単に議を経るだけでなくて、審議会の議が買取令書に載せられる内容になるというふうに伺ひましたが、そうであるとして、対価を決定するにあつての資料調査というこ

は、そういう手続が完全に行われたかどうかということが一つの問題であらうかと思ひます。続いてその審議の対象になるのは、第六条の第二項の各号に規定されておる事項の内容の審査とすることに相なるかと思ひます。この内容の審査にあつて、一号、二号の森林所有者、またその権利関係、この二つのものの内容については、相当の資料あるいは証明すべき資料が整えられるかと思ひますが、一番問題になるのは対価の問題であらうかと思ひます。中央森林審議会において対価を決定する場合に、これは審議会の議を経なくてはならず、単に議を経るだけでなくて、審議会の議が買取令書に載せられる内容になるというふうに伺ひましたが、そうであるとして、対価を決定するにあつての資料調査というこ

は、そういう手続が完全に行われたかどうかということが一つの問題であらうかと思ひます。続いてその審議の対象になるのは、第六条の第二項の各号に規定されておる事項の内容の審査とすることに相なるかと思ひます。この内容の審査にあつて、一号、二号の森林所有者、またその権利関係、この二つのものの内容については、相当の資料あるいは証明すべき資料が整えられるかと思ひますが、一番問題になるのは対価の問題であらうかと思ひます。中央森林審議会において対価を決定する場合に、これは審議会の議を経なくてはならず、単に議を経るだけでなくて、審議会の議が買取令書に載せられる内容になるというふうに伺ひましたが、そうであるとして、対価を決定するにあつての資料調査というこ

を見て、時価としていただきたい、か
ように思つておるような次第でありま
す。

以上十分ではありませんが、お答え
といたします。

○松浦委員 金然木のなはいげ山のよ
うなところを林野庁の方では考へてお
るようでありますが、そういうところ
は一体どのくらいいたしますか。

○松野参考人 大体天竜筋は今、御承
知であると思いますが、ほとんど木
のないところはないのです。岩山のよ
うなところは木を植えることができな
いので木は植えられないと思ひますが、
そのほか植えられるところは尾根に
至るまで植林してありますために、ほ
とんど裸山であるというところはない
のであります。伐採したあとその売買
につきましては、山の高いようなところ
になりますと、出伐その他の関係が
ありまして、比較的土壌の高いところ
は土地もやせておりますし、比較的傾
格が安いが、それより下の肥えている
ところになりますと、川沿いのような
ところでは大分高いことを言つておる
ようなわけでありまして、今申し上げ
たように、中には一町歩百万円という
ようなものもあるようなわけでありま
す。

○山本参考人 今松浦先生から御質問
のありました保安林の地域が非常に拡
大されて、水源地域における森林組合
の地区内はほとんど保安林になるとい
うことを想定した場合に、森林組合は
どうなるか、こういう御質問でありま
すが、現在の森林法による森林組合の
事業の内容そのものから見ますと、相
当経済事業というものに重点を置かれ
ているのであります。そういうところ

から考へると仕事の分量は確かに減る
ことは間違いないと思ひます。しかし
ながら保安林に編入されたからといつ
て禁伐保安林になるのではないとい
うこと、むしろ森林組合が、実際の現地
において伐採の制限なり、そういう保
安林における各種の制限がございま
すが、これを守るために許可を受けな
ければ切ることができないという許可の
手続なり、常に森林所有者との連絡を
とつて過誤を起さしめないようにする
というところは、森林組合のためにも、
国のためにも大事な仕事ではなから
うかと思ひます。それから造林の命令
なり、復旧の命令等がありましてた
場合に、できるだけ組合としても力の限
り、協力する、ただ根本的には現在の森林
組合が旧町村の——現在の合併前の町
村、これは非常に面積が小さい、従つ
て組合の実力がないうことは否定
し得ない事実でございます。新町村に
なつた場合、あるいは森林区単位と
いうふうな適正な規模に拡大強化され
る、資本的にももう少し結合が強化さ
れて行くということになりますれば、
こういう問題の解決に組合はむしろ
積極的に協力すべきである。従つて森
林法の考へ方の根本に、先ほど周東先
生がおつしやられたような問題をお
わけて考へなければならぬ。但し私は
森林組合の経済行為の面について、周
東先生が全面的に否定されたような言
葉であつたのであります。たとえば
苗木をつくること、これも一つの経済
行為であると思ひますが、兵庫縣等
におきましては、現在すでに森林組合
承統の苗木の生産が七五%に達してい
るのであります。そういう経済行為が
できないということはどうであらう

か。なお協同組合の性格は捨てたくな
い、あくまでも組合員の長年にわたつ
て造成した森林の販売については、
適正なしかも正量取引をするという意
味において、組合員の協力者としての
森林組合の性格、こういうものは残し
て行きたいという希望を持っております。

○松浦委員 施業の方はどうですか。

○山本参考人 今言葉はどうかしりま
せんが、施業案という言葉は一応森林
法にはなくなくなりまして、森林計画とい
うものに新しい森林法でかわりまし
た。基本計画は五箇年の国で立てる計
画であります。それから施業計画とい
うのはやはり行政庁において立てる毎
年の実施計画というものは、これまた
府県知事が立てることになつておりま
す。昨年度からその実施計画の第一線
の仕事は森林組合に政府から委嘱を受
けてまして、実行費といふものをいただ
いております。今までの施業案という
考へ方と違つておる点、それから森林
計画といふものがこの保安整備計画に
基いて計画が変更せられております。
それをむしろ実行する面に森林所有者
の立場になつて協力を申し上げる、こ
ういふ関係が出て来ると思ひます。

論されておりますが、日本の保安林の
中には坊主山もございまして、一体保
安林という言葉で表現する方が適當
か、保安林地あるいは保安山地とい
う言葉で表現する方が適當であるかとい
う議論はあとにいたしまして、いわゆ
る保安林地といたしまして、日本の
いわゆる林野面積から見まして、保安
林はどの程度あることが国土保全の上
から望ましいかという御検討が
ありまして、お聞かせ願ひたい。

○島田参考人 ただいまのお尋ねの点
でございますが、これは私自身もお答
えできないのですけれども、おそらく
だれでも答へることができないのでは
ないかと思ひますが、日本の保安林の
種類といふものは、御承知のように非
常に広汎に十七種類森林法の中にう
たれております。こういう種類は私
はむしろ整理すべきじゃなからうか、
こう思つております。ただ種類は非
常にたくさんございまして、その
中で保安林の保安林たる主たるもの
は、今度のこの法案の中にもうたわ
れております三つの種類、だと思つて
あります。水源涵養林とそれから土砂
流出防備それから土砂崩壊防備は、元
の森林法では土砂防止林と言われてお
つたものであります。従来保安林の
編入の状況を見ますと、面積におき
ましては、この三つが一番多い、それ
から箇所数におきましては、従来の土砂
防止林といふものが非常に多いので
す。と申しますのは、一つ／＼の平均
面積といふものが、水源涵養林は御承
知のように川の上流一帯というふうな
考へ方でありまして、それから土砂防止
林といふものは、非常に急斜面であつ
てガラ／＼落ちるようなところというこ

○川俣委員 島田参考人並びに三浦参
考人に二、三点お尋ねしたいと思
ひます。島田参考人から非常に有益な
御開陳があつたのであります。日本
の風土気候並びにこういういわゆる傾
斜地の多い日本の状態において、国土
保全と産業振興の上から、山林面積が
一見まして、保安林の占める面積が一
体どの程度であることが望ましいとい
うふうにお考へになつておりますか。
もちろん保安林という言葉で今まで議

とになりますから、どうしても局所的
になります。日本の風土は、世界的に
見ますれば非常に急斜面でありまし
て、土砂防止林というふうなものが一
つの日本の保安林の特殊性かと思ひま
すが、しかし保安林全体から見ます
と、やはり水源涵養林といふものが保
安林の中核体だと思つてあります。
保安林の中での中核体である水源涵養
林につきまして、水源涵養の作用と
いふものがあつたといふことにつつま
し、いわば一つの信仰的なものにまで
高まつておりました。たとえば江戸時
代の鶴沢藩山の本等を見まして、た
とえば山の深きところには神が生ずる
といふふうな非常に神秘的な表現にな
つております。すなわち科学的に水源
涵養林がどういふ林相であればどの程
度の水源涵養がされるかといふ科学的
な数字の検討といふものはな／＼困
難でありまして、従ひまして、これを
数量的にどのくらいといふことは、私
も答へられないのであります。だれ
も答へられないのではなからうかと、
かように思ひます。

○三浦参考人 一言補足いたします。
保安林の全森林面積の国土面積に對す
るパーセンテージをどれくらいにすれ
ばよいかという問題は、森林の實情に
よつて常にかわつて行くものと思ひ
ます。今一五%くらいを予定してお
ると思ひますが、過去の保安林とい
うものは面積的に不足であつたのだらう
と思ひます。そうして、荒廃し
て行きますに従つて、そのパーセン
テージを上げて行く必要が当然起るも
のだと思ひます。私どもが研究した結
果全国の傾斜地、現在の矮林の大部分
と現有の一部を森林にすることが合理

的な森林の経営であると考えますの
で、もしそれが達成されたあかつき
には、おのづから保安林というよう
なものは、ほとんどなくなつてもい
うことになるのではないかと存する
であります。私は敗戦いたしました
後、わが国を救うには、自然的には
土を完全合理的に利用することだ。そ
れにはスイスのごとくあるべしとい
うことで、そのときに関係いたして
おりました日本學術振興会に、国土の完全
合理的利用に関する研究委員会とい
うものを設置していただきまして、私は
その委員長にされまして、三年ばかり
研究したことがございます。しかし結
局非常にむずかしい問題で、結論に達
しなかつたのであります。人為的には
日本の消費を合理化すべきだ。それに
は第一に消費に主として携わつてお
ります婦人の生活なり考え方を合理化す
べしというので、私は当時東大をやめ
まして日大の農学部におりましたの
で、日大に生活科学科を置くという
ことを文部省に申請したのでありま
す。しかし日本の大学でまだそういう
制度がなかつたので、結局認められな
かつたのであります。現在新制大学
においてそれが認められて、方々に
きておりますけれども、もつと消費生
活を科学化する、合理化する、こうい
うことを考えたのでありまして、保安
林なんというものは、先ほど申しまし
たように緊急措置でありまして、根本
的問題ではないので、森林を全面的
に合理化したらゼロになつていい、こ
ういふように考へております。

○川俣委員 それでは續いてお尋ね
いたしますが、完全に植林ができた場
合、たとえば植林とは申さないにいた

しましても、国土の完全利用という表
現がありました。国土の完全効用が
達成されますならば、保安林という指
定したものは必要でなくなるというお
考え方については、あえて私は異論を
さしはさみません。しかし日本のよう
な所有関係が現在のような状態にお
いて、はたして国土の完全効用という
うなものが達成できるかどうかとい
うことについては、多大の疑問を持た
ざるを得ません。一体今日の森林所有
が、経済的に成り立つのかどうかとい
う問題が一つあると思うのです。過去
の森林所有の状態を見ますと、貨幣価
値の変動のなかつた時代、また主とし
てデフレ経済が非常に恐ろしいとい
うことが念頭にあつた時代に、いわゆる
山地の所有というものが起つて来たよ
うであります。明治初年からの歴史を
振り返つてみましても、こういう森林
所有者という考え方は、デフレ経済に
臨むときの弊害、苦境といひますか、
その打開の道になり得るという考え
であつて、またいわゆる子孫に貯金を
して残して置くことよりも、こういう
売買の困難なものを残して置くことが
非常時態勢に備へ得られる。その非常
時態勢というものは、決してインフレ
経済でなく、むしろデフレ経済の
きの予防であるかと思ふのでありま
す。ところが今日の日本の山林所有者
の考え方がいかにしたしましても、一
体植林してから何年たてば経済的に金
がもうかるのだといふことは、これは
机上論じやないかと私は思つておるの
です。日本人は長い間貨幣価値は不
変だといふ觀念に立つておる。十年
前、百年前の一円も今の一円も大
したかわりがない。かわつておるこ
とは現実には知りな

がらあまり貨幣価値はかわらないの
だといふことを念頭に置くものであ
りますから、一円のもが百円になると
もうかつた、こういう觀念ではな
うかと想像するのです。従いまして
植林をしてから経済変動が激しくな
りますと、こういう資本の回転率の悪
いものをもつて経済林として考へる
こと自体が、非常に現状の経済を無
視した考え方じやないかと思ふので
す。そういうときに、さらに国家の
管理下に置くといふことは、たとい
も、日本のような貧弱な所有者の
状態から見まして、強力な国家の管理
のもとには耐え得ないのじやないか、
こういうふうに思ふのであります。そ
ういふ点から勘案いたして参ります
と、この法案は現状に非常に妥協的
に緊急保安林の指定にはやや力な
きけれども、三浦参考人はいかに
お考えになつておられますか。この
点お尋ねいたしておきたい。

○三浦参考人 先刻述べました通り、
保安林問題は治山、治水に対する緊急
問題の一つである。それでこの法案も
臨時措置法になる。緊急臨時措置法、
すなわち第一歩としてこれくらいのこと
はやつてもいいだろう、現在の日本の
国力においこれくらいのことが必要だ
とあるかもしれない、しかし残されて
おるのは、われ／＼日本人が百年の
大計を立てて、全国の傾斜地をスイス
とドイツのような形にすべきだ。ド
イツも百年前には日本のように森林
が少かつたのであります。百年の歳月
を費して今日のようにしたので、そう

めには一兆円以上のものを日本の森
林に蓄積しなければならぬ、日本国民
の努力によつてそれだけの資本を蓄積
することができたときに、初めて理想
が達成されるのでありまして、その保
安林がいなくなるときがあるという
のは理想論であります。そして技術
的にその土地に適當な施業をするとい
うことになりまして、危険のようなこ
とではおのづから研伐を行わなければ
ならぬ。これは林業の技術及び経済
の命ずるところで、そういうふうにお
のづからなつて行く。それが合理的
な林業である、こうしたときには危険
がなくなる、こういう考え方でありま
す。

○川俣委員 三浦さんに議論をふつ
けるようで、はなはだ恐縮なんです
が、お説はよくわかるのですけれど
も、参考人は、これは十年の時限立法
で臨時的なものだとおつしやる。臨
時的なものだといふと、十年後には
あの理想が実現するように今から進
んでいなく、十年でぽつんと切れて
しまつたならば、その切れてしまつた
と、またやらなければならぬ。現在
からずつとあなたの目的ができて行
けば、時限立法でもあなたの説とち
つとも食い違はないと思ふ。緊急措
置だと言ひまして、緊急を緊急ならし
めないだけの、十年間に実現できるよ
うに累年問題が解決して行けば、確
かに十年あるいは十五年、年数は十年
なるか十五年に年別にいたした
でも、切りかわり得ると思ふので
す。どうも緊急立法だからいいだろ
うということは、私も悪いとは思ひ
ますが、お説の通りだとすれば、
今から十年でこの緊急の解決はす

るのだが、次にはどうなるか。また新
しくあなたのお説で出て来ると、また
十年かかる、こういうことになつて
しまはせぬかといふことを憂うので
す。お説がそうだといたしますれば、
今からそれにかわるものがなければ
つまり緊急でやむを得ないのだとい
うだけでは、十分じやないのじやない
かと私は想像するのですが、そう理
解してよろしいかどうか、もう少し御
説明願ひたい。

○三浦参考人 ただいまの問題は、私
もそういう懸念を持つておつたので
あります。実はここへ来る前に中央
森林審議会がありまして、林野庁長官
の説明を聞いておるのであります。つ
まりこの臨時措置法案は十年間のもの
なんです。十年間におきまして現在の
が国の経済状態、国情においてこれ
が妥当であるといふ考え方なのであ
ります。十年後になつて、あるいは
この臨時措置法がさらに五年なり十
年なり延長されるか、あるいは恒久
法として森林法の中に繰込まれるか
といふことは、今予測できない、こ
ういふことを最初に聞いておるの
のでありまして、それを了承して
おるわけでありまして、それを伺
ひたいいたします。私は当局の意見
は別に聞いておるのです。せつかく
高邁な御意見がありまして、その御
意見に基くと、これは臨時的な緊急
措置として認めてもよろしい。これ
にかわるに保安林が必要でなくなる
ことが望ましいといふ御表現であつ
た。私もそれに反対するものでなく
して、そのことも一つの有力な林業
行政として考慮に値する、こう思
うので、しかしそれは今から何らか
の対策

なしには、これはいつ雨が降るであらうかと待つてゐるのと同じような結果になるおそれがありますので、あなたのお説を達成させるには、これと相伴つた施策がなければならぬのじやないか。その施策は一体どのようなお考えになつておるかを承りたい、こういうことなんです。

○三浦参考人 その問題は先ほどお手元に差上げました、私どもの研究会で治山治水対策に関する意見書というものを載せてありますが、これは全国の大学の教授、助教授百数十人の署名捺印を得たものであります。つまり第一の完全造林を強力に実行することを、先ほど私は政治家及び行政家各位に對して要望したのでありますが、それがどれだけ具現されるかというところに、つて、十年後にいかなる形になるか、この臨時措置法がどういうことになるかということがきまつて来ることだ。そこで私は、第一の根本策を強力にやつていただきたいというのが私の念願であり、これはわが国の世紀の大事業である、こういうふうに考えているのであります。わが国の国土及び民生を救うところの大事業である、日本民族がどうしてもやらなければならぬ事業である、こういうふうに考えておるのです。

○川俣委員 意見書は私十分検討いたしておりましたけれども、今ここでいっていただきまして、私どもの考え方とつた一致してゐるわけでありまして、従いましてその意見書について私は反駁をいたすという考え方はないのです。むしろどうして実行して行くかということに重点を置いてお尋ねいたしたい

と思つておるのですが、ここに示されておられます理水造林法というごときものを制定して、民有林に對して補助金を与える、こういうのですが、日本のような瘠瘠地帯が非常に多いところ、あるいは急傾斜の非常に多いところなどは、民有林として経済的にこれを保持するということはどうも困難な状態ではないか。経済変動を度外視いたしまして、また日本のような最近の資源の少いところにおきましては、どうしても国際的影響を受けなければならぬような日本の経済状態におきまして、それを除いてみても、補助金等によつて民有林というものはたして完全造林ができるかどうかというところについて、私は多大の疑問を持つておるのですが、この理水造林法というふうなものは、そういうものを克服できるというふうにお考えになつておられますかどうか、この点をひとつ御説明願ひたい。

○三浦参考人 それに一応書いてありますが、そのほかに別に資料の方に私の一文を加えてありますけれども、補助金を現在の造林臨時措置法による一町歩一万円という程度でなしに、三万円くらいまでふやすというように一応の目安をそこに置いたものであります。が、それでもなお実行できない場合には、政府が国有林を設定して、国費をもつて造林をするということもそこに入つてあるものであります。それは一年三十万町歩ということになつておりますけれども、それだと三十年間で森林がようやく育林になるという程度であります。実行してみるとおそらく百年もかかる。しかしドイツは百年かかつて今日の状態にしておるのですか

ら、百年かかつてやらなければならぬ、こういう考え方でありまして。○川俣委員 島田参考人にひとつお尋ねしたいのです。島田参考人は本案について御賛成のようでありまして、私もこれに對しては大體了として、最も適切な法案であると思ひます。むしろやがて少いじやないか、あまりにもいろいろな情勢を勘案し過ぎて、遠慮がちではないかという批判は持つておられますが、この方向に對してはあえて反對してはならないのであります。そういう観点からひとつお尋ねいたしたいのです。

保安林の面積がだん／＼拡大して参りますと、伐採制限が必ずついて起つて来るのであります。伐採制限がついて参りますという、伐採制限面積がふえて参ります結果、その用材または木材の供給に非常に困難を来すおそれがあるのじやないか。その結果木材の高騰となつて、かえつて保安林以外のところに植伐の不均衡が起きて来て、荒廢をもたらすような結果になるのではないかと、これは私の想像でございます。島田さんのような御研究されておる方からごらんになりまして、国の要請として保安林を強化して行かなければならぬことは言うまでもないのですが、その結果、保安林以外のところにむしる濫伐が行われて来る、植伐の不均衡が増大して来ないかというおそれが出て来るのであります。が、これらに對する御研究がもしもありませんでしたら、ひとつお示し願ひたいと思ひます。

○島田参考人 ただいまのお尋ねの点に關しましては、私も傾向としては、やはりそういう傾向に行くんだらうと思ひます。ただその傾向が数量的にどの程度に現われるかというところに問題があるのじやないかと思ひます。御承知でもございまいし、けれども、保安林になつたから、すなわち全然切れないという意味のものでございませぬし、また保安林でないものは自由に切れるというわけでもございませぬ。御承知の森林計画によりまして、保安林でない一般のいわゆる経済林につきましても、これはある一定の年齢以上の老齢林については、届出だけで切れますけれども、それ以下のものについては許可をとらなければ切れない、そういう關係にございまして、で、一般的に申しますならば、やはり経済林に關しても伐採というものは制限を受けておる、こういうふうにお考えられます。それから保安林に關しましては、これが全面的に制限を受けているというところになつておる。それから、つまり制限の受け方は保安林の方が大きいということでありまして、しかし保安林の場合でも全然切れないものでもないんです。ただ保安林というものがふえる程度が、かりに現在の保安林が一個であるのが、五割にも六割にもなるということになりますれば、これが数字的にも非常に大きなものになるというふうにお思ひますけれども、そのふえ方いかんの問題だと思ひます。が、おそらくそうたくさん保安林がふえるものではないから、こういうふうにお考えになりますので、傾向としては御説の通りでありますけれども、その数字は必ずしもそんなに大きなものではなからうと思ひます。実は現在の需給のバランスの面から、必然的にどうして日本山の山が荒廢に行かざるを得ない

状態にあるのじやなからうかというところに關しましては、そのいかにかわらぬ私もそうと思ひます。これはおそらく三十年、五十年後に今日の森林計画がまつたく計画通りに行きますならば、現在の日本の人口と、日本の森林面積との比率から申しますならば、これはそういう状態に行けるべきものだと思ひます。ただ現在非常にバランスになつておる關係上、それを一応他の外国なら外国から輸入ができて、まつたくこの計画が理想的に行くとはいふことなら、それができるのでありますけれども、それもおそらく困難であらう。そうすれば場合にによりましては、むしろこの計画が三十年、五十年後に達成されるどころか、だん／＼アンバランスが大きくなつて行くという心配もあるというふうなこともまた考えられるのでございまして、これらの点に關しましては、一つには現在の日本の森林面積が一応数量的には六十億石あるとか、その中で開墾可能な面積はどれだけあるとかというふうな数字が出ておりますが、これ自身がどれだけ正確かということについては疑問があるかと思ひます。

もう一つは、一応この森林計画というものが軌道に乗つてはおりますけれども、実際の伐採量と届出伐採量というものが、どの程度の食い違いがあるかということにも問題があると思ひます。前者については、私は大體の見當であります。若干バランスの方に間違つてゐる点がある。あの点についてはマイナスの方に間違つてゐる点があると思ひますが、私自身としましては前者の、はたして日本の資源がどれだけあるかということを正確につかま

なければ、林政の根本策は立たないの
であります。一つの資源調査計画とい
うようなものが単独立法でなり何なり
できまして、そして資源調査というも
のを正確にやるといことがきわめて
必要なことじやなかろうかと思つて
あります。それらの点につきまして
は、どこの国もしからば林政の根本に
なる資源調査は日本と同じかと申しま
す。二、三の外国では、ただいま
申しましたような資源調査というこ
とが、非常に軌道に乗つて行われてお
るところがありますので、これは日本
も必ずしも不可能をいふことではな
からうと思つてあります。それらの
点に關しましては川俣先生あたりから
強力に御推進いただければ、おそらく
日本の林政の基本が立つのだらうと思
います。

○川俣委員 島田参考人の指摘される
通り、まったく日本の資源調査が完備
してないことを最も遺憾と存じま
す。一体この森林面積が、植林されて
おろすと、造林があるうと、または山
くずれがあるうと、今日においてはそ
ういふものの面積が十分把握できない
状態にある。おおよそこのくらいであ
ろうといふことはつかめております
けれども、実際はつかんでいないん
です。動かざる面積ですから正確につか
めないんですから、年々成長しつつあ
るようなものについては、さらに不明
確であるといふようなことは、これは
あまりにも明瞭であります。従いまし
ては、この面積なり、あるいは林相状態
なり、あるいはその他の障害面積を正
確に把握することなしには達成できな
いと思ふんです。

もう一つは、私先般東北の冷害観察
にまわりました見て来たのですが、も
ちろん今の保安林じやありません。旧
保安林いわゆる防風林ですが、相馬郡
に二宮尊徳が植えたとかする防風林が
あるのです。役場の台帳を見ると、依
然として保安林という指定を受けてお
りますけれども、もう木はない。合
帳にはちゃんと保安林地区だといふこ
とが書いてあり、木はない。ごくわず
かのところにあるけれども、指定はさ
れておるようですが、台帳の方
が間違ひであるかどうか、あるいは解
除になつておるかどうか、これはわか
りません。ちゃんと役場の台帳には
保安林地区だといふことが指定してあ
る。そして課税の対象になつていな
い。ところがいつの間にか公有林にな
つて、公有林になつても、課税対象に
ならないといふことは動かないと思
いますけれども、どちらにしても木はな
い。わずかに木のあるところがこの間
の風を防いで、いくらか役立ったとい
ふようなことがあります。また若手県
に行つて見ますと、ここが保安林と
して指定されておるところだと營林署
ではしばしば説明しておりますけれ
ども、坊主山です。一体保安林に指定
されていながらいつ伐採されたのだろ
うと聞くと、いやはつきりわからぬけ
れども、いつの間にか坊主山になつて
おりますといふ説明なんです。おそら
く国有地においてそういうことはな
いと思ひますけれども、民有地におけ
る保安林の指定といふものは非常に過
重な負担であつたために、その過重な
負担を押しつけるために伐採が行われ
たのであらうと思ふんです。これは想
像ですが、現に指定されたところに立

木がないのですから、そう思ふんで
す。これは理由はいろ／＼あるであ
りましようが、私が想像するに、指定を
受けたのが経済的に過重であつたため
に、それをのがれるための一つの方
便として、盗伐といふか、自分の土
地でありますから盗伐になるかどう
かは別にいたしまして、とにかく切ら
れてしまつた、こうなつておるのでは
ないかと思ふのであります。そういう
ことが現に保安林の中においても行わ
れるといふことになりますると、それ
を厳格に守らせるといふことがこの法
案のねらいであらう。そういうことを
厳格に守らせるといふことになりま
すと、今までよりも伐採制限といふこ
とが強化されて来る。面積が同一であ
りまして、自然強化の率が高くなつ
て来る。そのために木材の需給の上に
影響が起つて来はせぬか。保安林であ
るから伐採ができないといふようには
決して私も考えていませんので、保安
林と指定されておりましたも、とかく
伐採が行き過ぎになつておるので、こ
れに対して制限が強化される、こうい
うふうには私は見ておる。これが最も望
ましいことだと見ておるのですが、そ
こでたまたま木材の需要から見まして、こ
れらが制限を受けると、価格の高
騰から盗伐になるおそれはないか。特
にこれから一番需要の出で参ります
のは、幼齡林を利用しようとするところ
のバルブまたは坑木が、一番大きな
用途として需要の上に乗つて来るであ
らうと思はれる。もつとも幼齡林とい
うものについては一つの制限がござい
ます。制限がございまして、日本の近
代化学工業の発展からいたしまして、お
バルブとしての需要が増大いたしてお

ります今日におきましては、単なる
幼齡林の伐採制限という法律だけで
は、なか／＼目的が達成できないのじ
やないか。もしも法律で達成しようと
いたしますれば、自己山から伐採する
といふことが起つて参ります。やは
り植伐の均衡がまず／＼アンバランス
になつて来るのではないか、こういう
点を非常に恐れるのです。これは皆さ
ん方もおそらく同感だらうと思ふので
す。今までの用材でありましたれば、こ
れは年輪のこともつたもの、あるいは相
当な成長率を示さなければならぬとい
ふといふようなことで育てられて来
た。ところがバルブにいたしましては、
坑木にいたしましては、むしろ若木の
間に、これは間伐として切るというこ
とよりも、ほとんど経済的なねらいを
持つものでありますから、全部休採す
るというところが、今のバルブ持山の中
においてはおそらく起りがちでありま
す。これを制限しようとする林野庁がや
つたになつておられますけれども、な
かなかそこまで手が伸びない状態です。
こういう点から見ますと、現在のよう
な森林所有の状態をこのままにしてお
いて、はたして完全造林、完全植林と
いふものが行われるであらうかどうか
といふことに、私は実は多大の疑問を
持つておるのです。この点について島
田さんの御意見を伺えれば非常に幸
だと思ひます。

○島田参考人 ただいまのお尋ねに對
して、どういふお答えをしたらいいか
と思ふのですが、前段のこの法律によ
りまして、だん／＼保安林政策とい
うものが拡充されて来ると、先ほどもお
話のように、一般の経済林が切られる
傾向を促進するのじやなかろうか、な

お精神的にそれを推し進めるような傾
向にあるのじやなかろうか、というこ
とを御心配のようでありまして、私
の点確かに先ほどのあれと同じよう
に、傾向的にはそういうことがあるか
と思ひますので、行政面におきまして
は、その点を注意してもらわなければ
ならないといふことにつきましては、
私も同意見であります。一番しまいの
お話は、そういうことがだん／＼に追
い詰められて来ますと、バルブ、坑木
等が自分の山を伐採するといふ傾向を
ます／＼強めて行く。そこで何か山の
所有権そのものについて、一つの新し
い変革を加えなければいけないだらう
といふ御質問だつたと思ひますが、そ
れは非常にむづかしいお話でござい
まして、所有制度といふものにつきま
しては、これを大きくわけますれば、國
有林と公有林と私有林といふような一
つのわけ方ができるわけでありませ
んが、むしろその一つ／＼につきまし
て、こういう所有は産業上どういふ性
格を持つといふおの／＼の性格がござ
いますので、おの／＼の性格を考えま
すと、一概にどういふ所有形態はあ
るべきでないといふことが、これはな
かなか実際の政策面におきましては、デ
リケートなむづかしい問題じやなか
うかと思ふのであります。ただ一般
論として申せることは、林業という
ものが生産期間が非常に長い生産企業
でありますために、所有権といふもの
についての動揺を与えますと、長い将来
に大きな禍根を残すといふような心
配がありますので、この所有権思想と
いふものに動揺を与えるといふこと
は、やはりなか／＼林業政策において
はできないことじやなかろうか、か

うに思ふのであります。そこでその所有というものは、これは現在理論的に考えますと、どういふ所有であるべきかということは、いろいろ議論はできますけれども、一方におきましては、やはりその歴史性というものは一応尊重しなければいけない、かように思ひます。つまりこの場合の、たとえば保安林政策というものをと推進して、その目的を徹底せしめるためには、保安林のなものである、ある程度これを国有化の方向へ持つて行くという、この法案程度のもので、つまりその歴史性というものを対して、そう変革を及ぼすものでないし、また一般に對しても、あまり動搖を起すものじやない、かような程度にお答えるよりほかかならうと思ふのです。

○福田(喜)委員 ちよつと島田先生にお伺ひいたしますけれども、先生のお話によりますと、自發的職權主義とか利害關係者申出とかなんとかいふことがありました、スイスの保安林というものは、非常に模範的なものであつて、水源涵養、保安林とか土砂防止保安林とかいろいろのものがあつて、安んずるが、あつて、そういう保安林に關する特殊立法というものはないのであります。

○島田(喜)委員 たいだいまのお尋ねの件に關しましては、年代を今ちよつと正確には記憶いたしておりませんが、スイスの一般森林法の中に、そういう規定を持つてゐるわけでありまして、そうして先ほど申しましたように、これは自發的職權主義によつて保安林が指定されておりました。つまりその森林法ができました際に——これは實際問題は一二年かかつたかあるいは一年でできた

か、そのことは私正確には記憶いたしておりませんが、とにかくその森林法ができました際に、すべてのスイスの森林を、一つ一つについて検討をして、そうして保安林に入れるべきものは入れ、保安林に入れないものは入れない。それで、その後非常に大きな事情の変化があれば、その一部のものが保安林から解除され、一部のものが保安林に追加編入されるということはない。つまり、現状に變化がない限りは、最初に保安林という林籍と保安林でない林籍とはつきりわかれたわけでありまして、それで私実はその点に關しまして、はたして日本のような事情に對して、森林法ができた際に、簡単にそういう分類ができるかどうかということにつきまして、年來疑問を持つておつたのです。たゞ、昨年スイスへ行く機会がございましたので、私実はそれをスイスで一番聞きたい事項として、そうしてスイスの行政庁でそれを聞いたのであります。それはそれほどむづかしいことじやない。

○福田(喜)委員 行政庁はどこですか。

○島田(喜)委員 やはり農林省でございます。

○福田(喜)委員 農林省のどこですか。

○島田(喜)委員 スイスの場所ですか。首府はベルンにございますけれども、私が聞きましたのは、チューリッヒで聞いたのであります。これはそう困難なことじやない。困難なことじやないといふのはどういふことかと申しますと、ごく簡単に申し上げますと、結局地形的にイタリアとの境の部分はアルプス、つまりヨーロッパの屋根であり

ますが、この部分は非常に急な傾斜山岳地でありまして、それから北の部分のドイツとの境も、シュヴァルツ・グアルトなる部分でありまして、これもやはり急斜地である。それでそのまん中の地帯、チューリッヒ、ベルンをつなぐあの線に一つの帯状のいわば平坦地がある。そういうような關係にございますので、日本のわれわれの常識で考へるような一筆ごとはなくて、一つの地帯区分的に、保安林に入る部分と保安林に入らない部分が、非常にはつきりしておるのであります。なるほどそういうようなことであれば、自發的職權主義による保安林と保安林でないものとのつきりした區別も、その時日を要しないのでございまして、その林野庁でどうおやりになるのか、私ここで詳しくはわかりませんけれども、いろいろのお話を聞いておりますと、やはり林野庁では流域単位でそれを検討されるというお話でございます。その流域単位の中で、地帯的に、保安林地帯と保安林地帯でない部分というやうなことでおやりになるのではなからうか。つまり今までの保安林の編入、解除の實際のやり方に、一つの變革をされるのではなからうかと私は想像しております。

○福田(喜)委員 實は私は先生が言われるスイスに十年おつたのであります。長くあそこにお勤務しておりました、あそこでは保安林に關する立法は、連邦立法の森林法はきつめて簡単でございまして、カントンでみな保安林の保護立法の特別なものを持つております。先生が言う地帯ごとに編入するというのは、今から約三十年前に起

つて來たのであります。あれは當時フランスがマジノ・ラインをつくるに、ジュラ山系のあるところであらうことをやつたもので、保安林の目的でなかつた。マジノ・ラインに對抗するために保安林の指定をやりまして、立入り禁止とか伐採禁止をやつたので、名目は保安林であつたけれども、實は水源涵養とか土砂防止とか、そういうことではなかつたのです。ジュラ山系は、御承知の通り非常に低い、低地の山であります。あそこは流れておるのはアルとローヌと二つの川と、向うはライン川の上流であつたと思ひますが、あの保安林に關する法制が、はたして日本に參考になるものかどうか。それから、保安林に關する特殊の立法はないというけれども、各カントンの法律を見ますと、むしろ保安林保護ではなくて、特殊の用途を持つたいろいろの制限立法ではなからうかというお考えかと思ひます。先生はおそらくそういうことをお調べになつたらうと思ひますが、どうですか。

○島田(喜)委員 たいだいまお話の、森林法の實際の運用の裏話のやうなことを、私はおもしろく參考に聞かせていただきました。たいへんありがたうございしました。スイスは今お話のごとくに連邦組織でございまして、連邦政府と、それから各カントンの政府がありまして、しかし森林法そのものは、カントンの法律ではなくて、やはり元の立法は連邦のものであるといふように思ひます。

○福田(喜)委員 カントンは幾らでも持つております。

○島田(喜)委員 カントンにもありますけれども、もとゝ連邦のものもあり

ます。それから今のマジノ線のお話、私もおそろしくさうだろうと思ひます。ただマジノ線の關係といふことになりまして、スイスの西部の保安林に關しての問題になります。北部のものとは南部のものについては、必ずしもそうじやないのではなからうかと思ひます。

○福田(喜)委員 あれは國境地帯にみな保安林がおります。イタリア國境、ドイツ國境、フランス國境とみな保安林地帯になつて、帶状になつておる。あれはわれわれの場合とは大分違ふのじやないですか。

○島田(喜)委員 今おつしやる意味は、スイスの保安林は國土保安の保安林ではなくて、要するに要森林だといふお話ですか。

○福田(喜)委員 そうです。

○島田(喜)委員 そうしますと、私は外國のことだからつきりはわかりませんが、私も今度参りまして、常に戦争のない、いわば永世中立國のスイスにあれだけの軍備があるといふことと、實際はびっくりして來たのでございまして。でありますから、おつしやるやうな意味はあろうかと思ひます。しかし森林法は、表面きは要森林だといふことはうたつてないように思ふのであります。

○井出委員 川俣委員に申し上げますが、この辺で最後の締めくくりをお願いします。

○川俣委員 締めくくりでなくて質問ですが、せつかく森林組合の有力なお二方が見えておるので、ちよつとお尋ねしておきたいのです。四條の三号で「あわせて経営する」といふことについて誤解があるようですけれども

○井出委員 川俣委員に申し上げますが、この辺で最後の締めくくりをお願いします。

○川俣委員 締めくくりでなくて質問ですが、せつかく森林組合の有力なお二方が見えておるので、ちよつとお尋ねしておきたいのです。四條の三号で「あわせて経営する」といふことについて誤解があるようですけれども

も、私はこれは売主の方にも便宜だと思ひますので、その点には不安はないと思うのです。ただ隣接というところが、正確な面積を把握していないで、隣接というのは、どこで隣接するのだという問題が起つて来はせぬかというのを心配するのです。一体合帳ではあるのか、実測ではあるのかというところが将来紛争の種になりはせぬかということ懸念いたしておるのですが、こういう懸念はないかどうか。今までの参考人の供述では、経営することというところに非常に不安を持っておるようですが、この不安は除去になつてしまふべきじゃないかと思ひます。これは売主の方にも便宜だと思ひますので、その不安はいらぬと思ひます。一体実測で、ここまで保安林、ここからは隣接地だ、こう見るのかという、むしろそういうところに問題が起きて来はせぬか、紛争が起きて来るのではないかと懸念いたすのです。これは私の懸念でありますから、なければならぬでございまして、一体森林組合としては、どのようにお考えになつておられますか。それから将来森林組合に相当過重な責任が負わされて来るのでございまして、森林組合の将来のあり方等について、おそらく御希望があると思ひます。きょうはそれの陳述をお聞きする時間がございまして、御意見があれば、文書で出していただきたいと思います。この二点だけをお尋ねいたします。

○山本参考人 第四条の三号の問題でございまして、あわせて経営するということについては、先生からお話を承りまして、心配がないということであ

ります。隣接の意義といひますか、幅といひますか、それがあつて心配になる、懸念を持つということでございますが、実は第四条は、協議買入れの問題でございまして、私も、その点協議が整うかどうかというところは双方の意思によつて決定されることであつたので、一般論としてはそう大して問題はなかつたと思ひます。しかしながら買入れ入るといふ考え方と、それから売りたくないといふ考え方との間に何か圧力的なものを感ずる、森林所有者の立場においてそういうものがあるんじゃないかということ、心配してゐるのでございまして、強制買上げの場合は、これは保安林ということになつておられますので、強制の問題には関係がないように思ひますので、そういう意味において強い心配を私は持つておらないわけでありまして、

○松野参考人 ただいま山本さんから川俣さんにお話がございましたが、私のちよつとそれについて思ひ当ることを御参考までに申し上げたいと思ひます。実は「あわせて経営すること」を相当とする森林」といふのは、先ほど中央審議会においてお伺いをいたしましたところによりますと、これは一つの団地になつております山林の所有者に対して、これを保安林に設定する場合にして、その大部分が保安林に編入されておらずに一部だけ残つたときには、これも一緒に買つていただきたいというふうな場合があるのじやないか、残されたら困るのじやないかといふ長官のお話もありましたわけで、これはごもつともな話でありまして、そういう場合には買つていただく方が山林所有者としては利益になるものであります。けれどもただこの文章だけによりますと、私の解したところによりますと「隣接」というこの程度が十分了解しておらなかつたものでありますから、隣接しておる土地だからというので、経済林として営林署で材木を売つてゐるその状態から見ますと、営林署で相当利益を上げたといふようなお考えもあるいはあるのじやないかというふうな考えを持しまして、これは隣接しておる土地だからというので買取されるということになりますと、その近くに山を持つておる者は脅威を感ずる、かように存じましてお伺ひしたのであります。さうなことはな

いというふうな御説明でありましたので、それによつて安心しておるのでございまして、

それからなお買入れの山林につきまして一町歩当り三万円ということになりますので、一体それは後面で言うのであるが、実際面積で言うのであるが、検面にあるものはなほ延びなどがありまして土地が広くなつておるところなど、その価格で買ひとられることになると、山持ちとして置いておられるか、かように思ひましてこれもお伺ひしたのであります。これは実際面積によつて買ひ上げてくださるということでありましたので、私は安心しましたよ

○福田(喜)委員 以上であります。

○福田(喜)委員 あまり長くなつてはいけませんから、ちよつと最後にひとつお聞きいたします。

山本参考人は全森連の役員だと承りましたが、するとこの保安林整備臨時措置法案によりますと、買上げの対象になるところの林分は民有林であり、公有林である。私は大多数は民有林であると思ひますが、これについての諮問機関といつたしまして中央森林審議会といふものがつくられております。しかし私は、全国森林組合連合会の立場としてもやはりもう少し、この森林法の中に何らかの諮問という意見を述べた機会を持つべきではないかと思ひますが、この点について山本参考人の御意見を承りたいと思ひます。

○山本参考人 福田先生からのお尋ねの問題であります。全森連の意見を強制買取の場合に聞いたらどうか、こういうことでございまして、実際問題といたしまして、中央の政府なり地方庁なりが十分に御研究になつておられることでありまして、ただ先ほど申し上げましたように、地方の実情に明るい地方の森林審議会ないしは地方の森林組合連合会等に意見を聞いていただくということができ得るならば、なお実情に即した意見が出て参るのではなからうか、ということをお願いしたのであります。少くとも現在の全森連といつたしましては、良心的に考えて、そこまで積極的に修正までしていただくというほどの考えは、私も持つておりません。

○福田(喜)委員 これは、私たちが別に林野庁に法案の修正をしる、あるいはどういふことをしるという気持はないのです。ただ、中央審議会といふものはなるほど全国有数の森林の大家が集まつて構成されているのであります。ところが、その構成から見ますと政治的要素も多分にあつておるわけで、かつ手足と申しますが、組織網を持つておりまして、現地の実情からい

まして、なか／＼言うやうくして行われぬ、隔靴掻痒の感が多分にあるであらうと思ひます。この点において、森林組合の組織といふものは全国的な系統機関としていふ／＼な組織、手足を持つておりますから、買上げの対象になる民有林の林分につきましても、十分示唆を与えるのではないかと考えます。この点につきまして、私は全森連として相当の意思表示をされたいかと思ひますが、ぜひ御考慮を煩ひていただきたいと思います。

○井出委員長 本日は、参考人各位におかれましては、非常に御多忙なところを特にお知らせして本委員会に御出席をいただき、きわめて貴重な御公述をちょうだいいたしましたことに対し、委員一同を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

○井出委員長 この際、この法案の審査方法に關しましてお諮りいたします。林業に關する小委員会におきましては、過般の国会以来治山治水の問題について検討を加えて参つておりますので、一応本案をこの小委員会の審査に付し、具体的事項等について詳細な審査をいたさしめたいと思ひますが、この取扱ひに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めさうといたします。

なお本委員会における質疑の通告者も残つておりますので、小委員会における本案の審査は、本委員会での審査とにらみ合せて、なるべく本委員会の質疑が一段落した際に開会する等、適宜の措置をとりたいと思ひますので、この委員会と小委員会とのかね合ひの

点につきましては、委員長及び小委員長に御一任願いたい、かように思いますので御了承願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

第八号中正誤

一頁二段二四行の次に行頭から「九戸高原開墾地域に開拓道路開設に関する附則（鈴木善幸君紹介）（第七八九号）」が入るべきの誤

第二十三号中正誤

頁 段 行 誤 正
二 五 三 保安林整備臨時措置法
三 保安林整備臨時措置法
九 昭和二十九年法律第二十号

第二十四号中正誤

頁 段 行 誤 正
二 四 競馬会は、競馬会に、
一 三 維持費 維持等
三 六 十一 十二

昭和二十九年四月十四日印刷

昭和二十九年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局